

IPSHU 研究報告シリーズ
研究報告 No.28

ミサイル防衛（M D）を めぐる現状と問題点

山田 浩



April, 2002

広島大学平和科学研究センター

730 0053 広島市中区東千田町1 1 89

TEL 082 542 6975

FAX 082 245 0585

E_mail: heiwa@hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/>

はしがき

戦争行為については、これまでも多様な観点から論ぜられてきたし、また論ずることができる。たとえば、古くは戦争が戦場の地形など自然的条件を中心に考察されたことがあったし、また単なる職業軍人の組織にとどまらず、兵員の徴募制度、兵器生産、鉄道などの交通手段、いわば戦争を政治・経済活動をふくめた「総力戦」的観点から考察することは、産業革命期以降きわめて重要な論点とされた。このほか注目すべき視角としては、戦争行為における「攻撃」と「防御」があげられ、これこそ本稿でとくに問題としたい論点にほかならない。

戦争の勝敗の帰趨をきめる上で、かつては「攻撃」よりもむしろ「防御」が重視された。C・フォン・クラウゼヴィッツの『戦争論』でも、明らかに力点は「防御」におかれていた。だが、産業革命以後艦船、戦車、航空機などの兵器の性能向上、軍隊の機動力の飛躍的増大は、「防衛」に対する「攻撃」の優位を決定的なものとした。第2次世界大戦初期におけるナチス・ドイツ軍の「電撃戦」の成功は、これを典型的に裏づけるものであった。そして第2次大戦後における核時代の開幕は、この傾向をさらに極端にまで押しすすめることになった。核兵器のもつ革命的な破壊力、航空機からミサイルにいたる運搬手段の猛スピード化が、「攻撃」に対する「防御」の軍事的意義をまったく有名無実のものとしたからである。敵の攻撃を受けてたつ「消極的防衛」(passive defense)としての「防衛」は、敵が攻撃をかければそれに報復し、敵に耐ええざる損害を与える態勢をととのえ、その脅威で敵の攻撃を事前に抑止するという「積極的防衛」(active defense)に席をゆずることになった。

だからといって、その後「防衛」あるいは「消極的防衛」(以下「防衛」という表現に統一する)の軍事的意義が完全に消滅したわけではない。核兵器とその運搬手段(海外基地網と戦略爆撃機 B52)における圧倒的な優位で、1950年代後半アメリカの核抑止力の信頼性には何らの疑念ももたれなかったが、やがてその状況も変化をよぎなくされた。ソ連 ICBM の出現を契機として、1960年代におけるソ連の「確証破壊」能力が整備され、米ソ両国間に「相互抑止」状

況の進展がみられ、アメリカの核抑止力の信頼性に動揺が指摘されるようになったからである。そこでアメリカ側としても「相互抑止」からの脱却、そのための「損害限定」(damage-limiting)機能の強化が追求された。「損害限定」とは、敵の核攻撃による損害の軽減、核戦争における勝ち残り (prevail) の可能性をめざすことをつうじて、核抑止力の信頼性の回復をはからんとするもので、具体的にはつぎのような手段がふくまれる。すなわち、攻撃(「積極的防衛」)面では、敵国内の核兵力そのものの破壊による味方の損害の削減をめざす「対兵力攻撃」、防衛(「消極的防衛」)面では、発射された敵ミサイルの破壊による損害の軽減をはかる「弾道ミサイル防衛」(Ballistic Missile Defense, BMD), それにもっとも消極的な対策としてはシェルター計画などの「民間防衛」(civil defense) があげられる。本稿で取り上げる MD 問題は、この「消極的防衛」の1要素をなし、アメリカの核抑止力のなかで、これまで戦略核攻撃力を補完するものとしての評価を受けてきた。

このたびの MD 問題は、第2次大戦後における BMD 論議の第3番目のものに当る。第1番目は、1960年代ジョンソン政権下の最初の弾道弾迎撃ミサイル (ABM) ナイキ・ゼウスの成功、それを主体とした全国土防衛をめざしたセンチネル計画をめぐる論議であった。そこでは技術的な難点 対ミサイル核防衛システムであったこと ミサイルの多弾頭化技術とおとり放出技術の開発、それにこれに対処するために必要な膨大なコストが問題とされた。センチネル計画は、ICBM 基地防衛用のセイフガード計画に縮小され、1972年5月には米ソ両国は ABM 制限条約に調印し、その野放しの開発競争に歯止めをかけた。

第2番目は、80年代レーガン政権によってうちだされた戦略防衛構想 (Strategic Defense Initiative, SDI) をめぐる論議であった。この構想は、核爆発ミサイル防衛のセイフガード計画とはちがって、目標弾頭に迎撃体 (interceptor 迎撃ミサイルが主体だが、それを目標に命中させるための誘導システムが組み込まれている) を衝突させ破壊する弾頭直撃 (Hit-To-Kill, HTK) 技術の開発、それを軸とした全国土ミサイル防衛をめざすものであった。X線レーザーや粒子ビーム兵器など、まったく新たな技術概念にもとづく迎撃システムの開発、またそのシステムの宇宙配備も構想されたが、巨額の資金の投入にもかかわらず、それが

実際的な結実をみるにはいたらなかった。第 3 番目が、今日大きく問題とされている MD 計画をめぐる論議である。

* 表題のミサイル防衛 (MD) について若干の注釈を加えておく。クリントン前政権のもとでは、この問題はアメリカ本土ミサイル防衛 (National Missile Defense, NMD) と戦域ミサイル防衛 (Theater Missile Defense, TMD) とに一応区別して扱われてきたが、ブッシュ政権になると両者を合体して MD と表現され、論ぜられるようになった。

その背景としては、つぎのような事情が考えられる。一つには、2001 年 2 月のミュンヘンでの安全保障にかんする国際会議(後述)において典型的にみられるような、NMD はアメリカだけの安全をめざすもので、ヨーロッパ防衛から手を引こうとするものだとの批判を避ける意味で、NMD から National をはずして MD とする、あるいは NMD にかわって Global Missile Defense, GMD という表現が使われるようになったこと。いま一つは、2001 年 5 月ブッシュ大統領が、国防大学での演説において NMD と TMD とを統合した多層的ミサイル防衛構想を打ちだしたことによる。

表題の MD は以上の意味だし、本稿で NMD, TMD, MD という表現が自由に使われているようだが、だいたいクリントン前政権下では NMD と TMD, ブッシュ政権になっては MD という表現にまとめるように心掛けた。

第1節 NMD計画の表面化とその歴史的背景

NMDはSDIを歴史的にも技術的にも継承したものであるが、両者の間に直接的な関係はない。米ソ冷戦が崩壊し、ソ連の消滅でその核兵力の脅威が決定的に後退したのは、米ソ間全面核戦争を前提に構想されたSDIも、当然ながら大幅な修正をよぎなくされる。1991年1月ブッシュ大統領は、冷戦中の大規模なミサイル攻撃に対する防衛から、制限的な攻撃に対するグローバルな防衛（Global Protection Against Limited Strike, GPALS）に力点を移すように指令した。これには湾岸戦争におけるイラクのスカッド・ミサイルの威力、それによるサウジアラビア南東部ダーラン米空軍基地への攻撃で、米軍側に多くの死傷者がでたこととも関係をもっていたかもしれない。この方向はつぎのクリントン政権に引き継がれ、いっそう鮮明になった。「根本的な戦略見直し」(Bottom-Up Review, BUR)というクリントン政権下の戦略研究において、ミサイル防衛計画のなかでNMDはほとんど無視され、戦域ミサイル防衛（Theater Missile Defense, TMD）がその中心に据えられることになった⁽¹⁾。

このようにTMDの方針はきまったが、それで万事落ち着いたわけではない。まず問題となるのは、TMDとABM制限条約との関係である。TMD計画をスムーズに進展させようとするれば、ABM条約を冷戦後もいぜん国際関係の原則の一つに据えようとするロシア側との調整が不可欠となる。ここで問題となるのは、ABM条約でいうABMとは何か、それとTMDとの間の線引きをどうするか。ABM条約では、それらが必ずしも明確にされておらず、したがってABMとTMDとの境界をはっきりさせるための米口交渉が、かなり長期にわたりつづけられてきた。結局1993年3月ヘルシンキにおける米口首脳会談で、ロシア側が本質的にアメリカの主張を受け入れるかたちで合意が成立する。これにはABM条約にかんする共同声明のほか、種々の合意項目がふくまれ、一括して「TMD線引き合意」(TMD Demarcation Accords)と総称されることもある。

この「合意」についてはのちに改めて扱うこととして、ここではそれにいたる米口交渉のなかで、とくに注目されるエリツィン大統領の提言についてふれ

ておきたい。それは1992年に入って表面化する米ロ共同のグローバルな防衛システムの開発、設置、運用にかんする提案である。それは当時の親密な米ロ関係を反映しているとはいうものの、その真意が奈辺にあるかが話題となった。アメリカ国内には ABM 条約修正の新しい可能性を開くものとしてこれを歓迎する向きがあり、ロシア国内にも一部の軍需資本家、外務官僚、軍部のなかに支持の動きがあり、当初米ロ両国内でかなりの混乱がみられた。しかし、やがて両国内で反対意見が活発となり、その結果この提案に関連して次第に明らかになってきたのは、つぎの諸点であった。

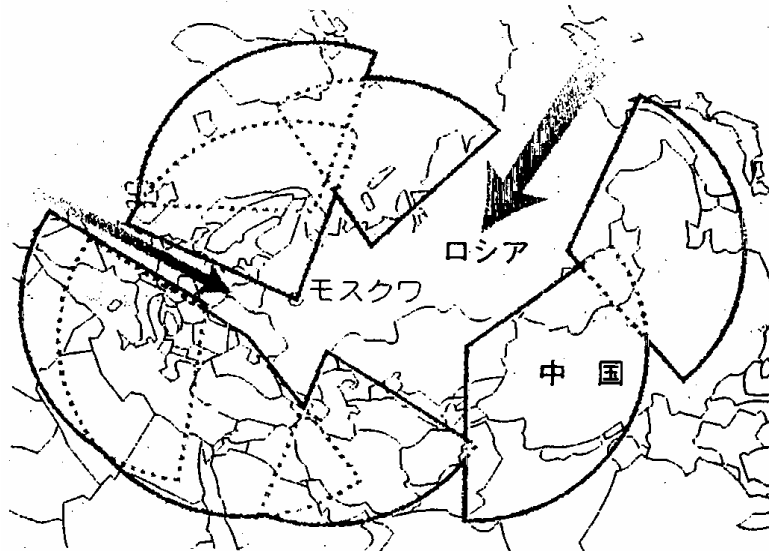
(1) 米ロ共同のミサイル防衛をめぐる提案は単なる政治的ジェスチュアにすぎず、めざすところはミサイル早期警戒システムの分野における米ロ協力にあった。ロシアの早期警戒システムには、構造的にも技術的にも欠陥がある。冷戦期からその欠陥は指摘されており、それがソ連戦略核兵力の「警報即時発射」(Launch on Warning, LOW)への依存の背景をなしてきた。「警報即時発射」とは敵のミサイル発射を探知したら、打撃を受けるまえに直ちに核報復に訴える体制をいう。警戒システムの技術的不備があれば、それはアメリカ側にも深刻な脅威となる。冷戦後のロシアにおいても、この欠陥は改善されていないどころか、財政的理由その他でかえって悪化しているのではないか。またソ連邦解体後のロシアの早期警戒網には、特定の方位や高度から侵入してくるミサイルを探知できない死角のあることも問題とされている(〈表1〉参照)。

(2) グローバルなミサイル防衛には膨大なコストがかかり、ロシアがそれに寄与できないとすれば、負担は全面的にアメリカ側にかかることになるが、それは避けるべきだ。また技術面でもアメリカの一方的なもち出しで、ロシア側としてもいちじるしい立ち遅れが露呈されることは好ましくない。

(3) 米ロ交渉でロシア側は、一貫して ABM 条約レジームの堅持に固執している。ミサイル防衛における米ロ協力が、軍備管理体制の軸をなす ABM 条約の廃棄や大幅な修正につながることは、ロシア側として何としても避けるべきである。第3世界諸国への弾道ミサイル拡散とその脅威には、軍事的なミサイル防衛よりも、外交など非軍事的な不拡散努力によって対処すべきである⁽²⁾。

<表1> ロシアのレーダー網にあると見られる死角

- 全体のレーダーカバー範囲
 - 各レーダーのカバー範囲
- (矢印方向からのミサイルは検知できない。ホストル米 MIT 教授の分析による。)



(注) 『朝日』1999年8月10日付(総合10版。以下同じ)

つぎに「TMD 線引き合意」そのものについてであるが、そこでは射程 3,500 キロ以上秒速 5 キロを超える目標弾頭に対する実験がなされない限り、秒速 3 キロ以下のすべての TMD システムは ABM 条約に違反せず、配備できることが合意された。これで ABM と TMD とがはっきり区分され、TMD が戦略的弾道ミサイルと無関係に開発が可能に思われるが、実態は必ずしもそうではない。海軍戦域広域 (Navy Theater Wide, NTW) システムに装備される予定の軽量最外大気圏飛翔体 (Light Exo-Atmospheric Projectile, LEAP) は根本的に戦略ミサイル防衛のために開発されてきたものだし、陸軍の戦域高高度地域防衛 (Theater High Altitude Area Defense, THAAD) システムの迎撃体も戦略ミサイル防衛の能力をもちうるからである。このようにみてくると、ヘルシンキ米ロ首脳会談でアメリカによって提案され、ロシアによって明白に受諾された「合意」は、あくまで ABM 条約を堅持することを宣言しながら、実はそれに大きな抜け穴を開くものであったといわなければならない⁽³⁾。

かようにアメリカの BMD 計画には、これまでも TMD に限定されえない側面のあったことは明らかであるが、やがてこれまで後景に退いていた NMD が、TMD に代って大きく前面に押しだされてくることになる。そこで、つぎにまずその背景となる諸事情について、簡単に要約することにしたい。

(1) 「単独主義」の高揚

まず第一に、アメリカ国内における「単独主義」(unilateralism)あるいは「一極覇権」(unipolar hegemony)論の高揚があげられる。この高揚に比肩すべき歴史的時期としては、朝鮮戦争の行きづまりからくる国民的挫折感を背景に、共和党内の R.A. タフトを盟主とする「新孤立主義」(New Isolationism)勢力が、マッカーシズムの反共ヒステリーと交錯しながら、当時のアメリカ政治を席捲した 1950 年代半ばの時期が想起される。その特徴を別の観点からいえば、「国際主義」または「協調的安全保障」(Cooperative Security)論への批判ということになる。共和党内の右翼的保守主義者にいわせれば、グローバルな経済的・技術的な相互関係にささえられた多国間協力の政治形態について、場合によってアメリカは拒否できなければならない。国際社会においてアメリカの行動の自由が基本的に束縛されるのであれば、そうした国際レジームには参加すべきではない⁽⁴⁾。当然ながらこのことは、軍備管理レジームへの軽視、アメリカの覇権重視と密接な関連をもっている。協調的安全保障論者は、軍備管理措置はアメリカ国家安全保障戦略の統合的部分だというが、こうした考え方は国際社会におけるアメリカの覇権や行動の自由という観点から再検討される必要がある。今日の世界秩序を支えているのは、協調やバランス・オブ・パワーではなく、アメリカの覇権なのだ。アメリカ上院における CTBT 批准拒否も、国際政治をめぐるこうした文脈のなかで理解されなければならないし、軍備管理条約については、その一方の当事者であるソ連は消滅しているのだから、その有効性には根本的に疑義があるといった形式論さえなされているのである⁽⁵⁾。

以上との関連で、「単独主義」派の特徴として、つぎに軍事力への重視があげられる。国際協調への軽視は、アメリカ単独の力とくに軍事力への依存と結びつかざるをえず、核戦力をはじめ軍事面での優位が強調される。あくま

で核兵器のさらなる改良や近代化が追求されるべきで、核兵器の削減やその攻撃態勢の転換が推進されてはならない。核不拡散とのかかわりでいえば、アメリカの圧倒的な核保有と核拡散との間に、因果的なリンケージがあるとの主張には根拠は認め難い。また核拡散阻止において、核不拡散条約（NPT）など法的・政治的圧力だけでは不十分であり、そうだとすれば、「拡散対決」（Counterproliferation）のなかの軍事的要因が重視されなければならない。その構成要素の一つが、「ならず者国家」（rogue states、「懸念国家」 states of concern といういい方もある）の弾道ミサイル脅威に対する防衛システムの開発・配備にほかならなかった⁽⁶⁾。

こうした「単独主義」の高揚は、国内政治的には連邦議会における共和党、とくにそのタカ派勢力の進出と連動し、クリントン民主党政権に対する批判、それへの影響力の強化とも結びついた。また、「協調的安全保障」論の影響がただ言論界にとどまらず、クリントン政権の重要ポストまで及んでいることが問題とされ、それを代表する人物として W. J. ペリー国防長官が槍玉にあげられた⁽⁷⁾。クリントン大統領は本来 NMD に消極的であったが、やがて共和党の NMD 推進派との妥協をよぎなくされたし、連邦議会の民主党議員もこうした趨勢に押し流されることになった。のちに改めて取り上げるが、1999 年 3 月連邦議会で NMD 法案が可決されたとき、反対は下院で 105 票、上院ではただの 3 票にすぎず、熱心な軍備管理派もこの法案には反対できないような政治状況が形成されていた。NMD をめぐる争点は、ある論文の表題も示しているように、もはや配備すべきかどうかではなく、どの程度に配備すべきかの問題になってしまっていたのである⁽⁸⁾。

(2) 「ならず者国家」のミサイル脅威

NMD 問題の顕在化の背景としてつぎに注目すべき点は、アメリカを取りまく国際環境の変化、とくにアメリカ本土に対する「ならず者国家」（イラク、イラン、北朝鮮、リビア、キューバを指すが、ここで問題なのは最初の 3 国）の脅威である。脅威の内容では、核をはじめ生物・化学兵器などの大量破壊兵器（WMD）もあるが、より直接的にはその運搬手段である弾道ミサイルが大きく問題とされた。

アメリカ本土や海外駐留米軍に対する弾道ミサイル脅威については、これまでもいろいろなかたちで取り上げられてきた。その発端は1950年代ソ連が開発したスカッド・ミサイル（射程300キロ）にあり、それが北朝鮮で改良されて射程600～900キロとなり、91年の湾岸戦争ではイラクによって対イスラエルや対サウジアラビア攻撃に使用された。北朝鮮はこれをさらに長射程1300キロのノドン・ミサイルに発展させ、93年その試射に成功した。こうしたなかで、「国家情報推定」（National Intelligence Estimate, NIE）による95年11月の報告がだされ、これはアメリカ本土に対する弾道ミサイル脅威について従来よりも大きく受けとめる内容だったが、それでもまだ楽観的すぎるとの批判を浴びた。そこで連邦議会内に、D. H. ラムズフェルド元国防長官を委員長とする「アメリカに対する弾道ミサイル脅威を評価するための委員会」（ラムズフェルド委員会）が設置され、98年7月報告書がだされた。NIEの95年11月報告は、つぎの15年間に現在の核保有国以外のいかなる国も、アメリカ及びカナダに脅威を与えるような弾道ミサイルをもつことはないとしたのに対して、この報告はこれを否定してつぎのように述べた。「台頭しつつある弾道ミサイル勢力は、自己開発と外国からの援助をつうじて、その能力獲得決断後の5年以内（イラクの場合は10年）に、アメリカを攻撃する手段を取得する力量を身につけるだろう。」こうした判断の前提として、新しい脅威は米ソ型ではない、すなわちそこではミサイルの高い命中精度、安全性、信頼性は大きく問題とされないことが強調された。またアメリカ情報機関の不備から、この新しい脅威を察知することがおくれ、それを事前に警戒する余裕が事実上なくなる危険性にも注意が喚起された⁽⁹⁾。

ラムズフェルド報告がだされた6週間後の1998年8月末、北朝鮮は小型衛星を大気圏外の軌道にのせると称して、テポドン1号を発射した。アメリカ情報機関は2段式ミサイルと判断したが、実際は3段式ロケットであって、それは長射程ミサイルを製造する上で不可欠な「多段化」（multistaging）技術を北朝鮮がもっていることを証明するものであった。テポドン1号打ち上げは全面的に成功とはいえなかったが、さらに改良を加えたテポドン2号をもってすれば、アラスカやハワイにとどまらず、アメリカ本土に対してもWMD

を組み込んだミサイル攻撃が可能となるとされた。このインパクトがラムズフェルド報告の説得力をつよめ、NMDの必要性をつよく印象づける結果となった⁽¹⁰⁾。

アメリカ本土に対する弾道ミサイル脅威の源泉は、ただ「ならず者国家」の北朝鮮、イラク、イラン 3 国にとどまらない。それがミサイル脅威の中心であることは否めないが、第 2 次的にしるロシアや中国の脅威も念頭におかれていることも忘れられてはならない。アメリカの諸文書には、一般的にしばしば中ロ両国の将来について危惧が表明されている。たとえば、2001 年度の『国防報告』には、つぎのような表現がみられる。「アメリカは目下世界的なライバルに直面しておらず、予見可能な将来においても現れそうもない。しかし長期的には、地域的な大国や世界的な対等の競争相手が出現する可能性がある。中国やロシアは、そうした競争相手になる可能性をもっている⁽¹¹⁾。」もちろん中ロ両国の場合、当面危惧されているのは意図的かつ全面的な核ミサイル攻撃の脅威ではなく、「偶発的な」(accidental)あるいは「不注意な」(inadvertent)ミサイル発射、また「非権限的な」(unauthorized)ミサイル発射である。

偶発的あるいは不注意とは、たとえば早期警戒システムのハード面の故障やソフト面の人為的な欠陥によるものであり、非権限的とは政情不安定のもとで、軍部のクーデターや地方政治指導者による戦略核のコントロール権奪取に起因するものをいう。これに関連して注目されるのは、ロシアの早期警戒システムおよび C³I ネットワーク面でのいちじるしい不備である。たとえば、1995 年 1 月ロシアの早期警戒レーダーは、ノールウェー海岸向けに発射された米科学実験ロケットを探知したが、それが戦略ロケット軍に伝達されなかったこと、また警戒レーダーがそのロケットをアメリカの第 1 撃と誤解したことなどがあげられよう。アメリカ側では、その戦略核兵力が高度な警戒体制下にあるのも問題だが、それよりロシア早期警戒システムの不備が重要で、米ロ間で戦略核ミサイル発射をめぐる早期警戒データの共有化がすすめられているのも理由なしとしない。中国については、ロシアに比べてより安定的な政治状況、また戦略ミサイルとその燃料、核弾頭とが分離したかたちで貯

蔵されているところから，偶発的および非権威的なミサイル発射の危険は少ないとされるが，それとても米中関係の悪化，アメリカの NMD 配備に対する中国の反発次第では，事態は予想外の変化をみせるかもしれない⁽¹²⁾。

(3) NMD の技術的およびコスト的側面

NMD 計画が政界をはじめ一般の関心を集めた背景には，その技術的およびコスト的に実現の可能性をめぐる問題がある。この点では，まず何よりも，今日の NMD 計画が 1980 年代の SDI の歴史的継承でありながら，実質的には両者の間に明確な差異があることが指摘されなければならない。NMD を「スターウォーズの復活」と批判するものもいるが，SDI がかつてのソ連の数万の核弾頭という大規模な核攻撃への対応であるのに対し，今日の NMD ははるかに小規模な核攻撃への対処をめざすものであった。「ならず者国家」のミサイル脅威はもちろん，ロシアについても冷戦後の財政難や核削減のもとで，その脅威はかつてのソ連とくらべてまったく弱体化されている。それに今後も戦略核削減はすすむであろうし，核削減で NMD の有効性は増大するという相関関係も忘れられてはならない。今日の NMD 問題を考える場合，まずこのことを念頭に入れておく必要がある。

技術的にも NMD 計画では，SDI の時代をふくむ先行投資により，運用効率の高いシステムをつくりだすための成熟した技術的基盤ができ上がっている。そこで今後の課題は，これまですでに開発した監視，管制および迎撃技術を活用し，それらを一つの効率的なシステムに統合し，その任務遂行の能力を拡大することである。これは簡単な課題ではないが，技術専門家はその実現可能を信じているという事情があった。これを裏がきするかのようにより，1999 年 10 月のテストでは，カリフォルニア州バンデンバーグ空軍基地よりミニットマン ICBM を発射，約 20 分後に太平洋マーシャル諸島クエジェリン島の実験場から迎撃体を打ち上げ，太平洋上空 225 キロで標的弾頭に命中，これを破壊することに成功した。

もっとも，技術的に多くの問題が残っていることも否めない。2000 年 1 月と 7 月の迎撃実験は失敗だったし，成功したテストでもおとり弾頭など，ミサイル防衛を突破するための「対抗措置」(countermeasures) ぬきの迎撃実験

では、その成果に大きな期待をかけるわけにはゆかない。2001年7月、ブッシュ政権になってはじめて実施された迎撃実験でも、その成功がもてはやされる一方で、のちにふれるようにおどりの風船や金属片をばらまく「めくらまし戦術」には、いぜん問題のあることが明らかにされた。「ならず者国家」のミサイル脅威では、高度な対抗措置をミサイルに組み込む技術水準は考えられず、現時点でミサイル防衛の有効性を期待するのもあながち不自然ではない。しかし、長期的にはやはり問題が残るし、とくにロシアについてはこの「対抗措置」ぬきに、その有効性を論ずることは非現実的であろう。

つぎに、NMD計画をめぐるコストの問題がある。これについては、後述するようにNMD計画の規模や内容によって変化があり、また実際経費は計画段階をつねに上回るものであり、現時点で確定的な数字をあげることは不可能である。ただ判断の一つの目安として、クリントン前政権時代に発表された数字をあげれば、つぎのようになる。

<表2> - (1) NMD 規模とコスト比較

NMD をめぐる選択	その内容とコスト
100 基の地上配備迎撃体	小規模攻撃（20 弾頭まで）に対する防衛。連邦議会予算局（CBO）推定 - 調達コスト 140 億ドル。
300 基の地上配備迎撃体	20 弾頭以上の攻撃に対する防衛。CBO 推定 - 調達コスト 310 億ドル。
100 基の地上配備迎撃体プラス 500 基宇宙配備迎撃体	対抗措置をふくむ 60 弾頭までの攻撃に対する防衛。CBO 推定 - 調達コスト 310 億ドル、作戦・維持コストをふくめれば 710 億ドル。
300 基の地上配備迎撃体プラス 500 基宇宙配備迎撃体と 20 基宇宙配備レーザー兵器	高度な対抗措置をふくむ 200 弾頭までの攻撃に対する防衛。CBO 推定 - 調達コスト 600 億ドル、作戦・維持コストをふくめれば 1400 億ドル。
海上配備 NMD	調達コストは不明だが、少なくとも 200 億ドル。

（注）Peña & Corny, *Policy Analysis*, March 6, 1999, p. 19.

<表2> - (2) 主要なミサイル防衛システム

名称	弾頭	対空・対巡航 ミサイル 防衛能力	防衛半径 (キロ)	配備 予定年度	開発 コスト (億ドル)
低高度防衛					
パトリオットPAC2	爆発拡散型	相当	10-15	1991年	3
パトリオットPAC3	弾頭直撃型	相当	40-50	2001年	60
海軍地域防衛	爆発拡散型	相当	50-100	2003年	60
高高度防衛					
戦域高高度広域防衛 (THAAD)	弾頭直撃型	なし	99以下	2007年以後	130
海軍戦域防衛	弾頭直撃型	なし	299以下	2007年以後	50
アロー(米・イスラエル共同)	爆発拡散型	なし	99以下	未定	未定
発射段階での迎撃					
対空レーザー防衛(ABL)	レーザービーム	なし	299以下	2006年	60
米本土ミサイル防衛					
地上配備型迎撃ミサイル	弾頭直撃型	なし	1499以下	2005年	90

(注) M.O'Hanlon, "Star Wars Strikes Back," *Foreign Affairs*, Nov./Dec. 1999, pp.72-73 (全訳『論座』、2000年2月号、146頁。)

クリントン前政権はそのNMD計画の第1段階として、100基の地上配備迎撃体の展開からはじめる予定であった。調達コストその他の必要経費は確かに巨額であり、計画の進行にともないその急増は避けられないが、当時約3000億ドルの年間国防予算を考えれば、NMDのためのコストが明らかに負担可能とされたことも事実であった。だがブッシュ政権になって、そのNMDの開発および調達計画は、のちに述べるように多様かつ大規模化の方向にすすんでおり、コスト問題が改めて大きな課題となることは避けられない。そして具体的な対策の一つとして、同盟諸国の協力がより追求されることになる⁽¹³⁾。

(注)

- (1) Ballistic Missile Defense Organization (BMDO), *National Missile Defense (1993-2000): An Overview*, pp.3-4.
- (2) M. Bunn, "Yeltsin Suggest Joint Missile Defense," *Arms Control Today (ACT)*, Jan./Feb. 1992, pp.38, 49; "The Bush-Yeltsin Summit: Bringing Reality to the Nuclear Balances," *Ibid.*, July/Aug. 1992, pp.18-19; Bunn, "The ABM Talks: The More Things Change....," *Ibid.*, Sept.1992, pp.16, 18-23.
- (3) 荒井弥信「ABM条約とABM-TMD線引き合意」『核兵器・核実験モニター』2001年2月1日号5-7ページ。G. Lewis & T. Postol, "Portrait of a Bad Idea," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, July/Aug. 1997, pp.21-23; J. Pike & M. Corbin, "Taking Aim at the ABM Treaty: THAAD and U.S. Security," *Arms Control Today*, May 1995, p.5.

- (4) J. Cirincione, "The Assault on Arms Control," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Jan./Feb. 2000, p.33.
- (5) M. T. Clark, "Arms Control is not Enough," *Orbis*, Winter 1996, pp.78-79; K.B. Payne, "The Case for National Missile Defense," *Ibid.*, Spring 2000, pp.194-195; J. Cirincione, "The Asian Nuclear Reaction Chain," *Foreign Policy*, Spring 2000, pp.121-122; W. Kristol & R. Kagan, "Toward a Neo-Reganite Foreign Policy," *Foreign Affairs*, July/Aug. 1996, pp.20-23.
- (6) M. T. Clark, "The Trouble with Collective Security," *Orbis*, Spring 1995, pp.257-258; K. B. Payne, "Post-Cold War Deterrence and Missile Defense," *Ibid.*, pp.217-220.
- (7) Clark, *Orbis*, Spring 1995, pp.245-251; *Orbis*, Winter 1996, p.73.
- (8) I. H. Daalder, J. M. Goldgeier & J. M. Lindsay, "Deploying NMD: Not Whether, But How," *Survival*, Spring 2000, pp.6-7, 17-18.
- (9) ラムズフェルド報告の全訳『世界週報』1998年10月13日号 67 ページ。『同誌』1998年11月3日号 65-66, 68 ページ。
- (10) 「米国の2001年国防報告(抜粋)」 『世界週報』2001年6月19日号 69 ページ。
M. O'Hanlon, "Star Wars Strikes Back," *Foreign Affairs*, Nov./Dec. 1999, pp.70-71. (全訳『講座』2000年2月号 144-145 ページ)
- (11) 「米国の2000年国防報告(抜粋)」 『世界週報』2000年6月13日号 70 ページ。
「米国の2001年国防報告(抜粋)」 『世界週報』2001年5月8/15日号 82-83 ページ。NMD 配備をただ「ならず者国家」のみならず、中ロ両国とくに中国を念頭において正当化する政治家や論者も少なからず存在する。たとえば、論者の立場はそれに批判的だが、つぎの論文参照。C. L. Glaser & S. Fetter, "National Missile Defense and the Future of U.S. Nuclear Weapons Policy," *International Security*, Summer 2001, pp.41-42.
- (12) C. V. Peña & B. Corny, "National Missile Defense: Examining the Options," *Policy Analysis*, March 6, 1999, pp.6-9; D. A. Wilkening, *BMD and Strategic Stability*, Adelphi Paper No. 334, May 2000, pp.13-14.
- (13) W. B. Slocombe, "The Administration's Approach," *The Washington Quarterly*, Summer 2000, p.81. (全訳『世界週報』2000年11月28日号 31 ページ)

第2節 NMD 計画の具体的内容

クリントン大統領は、これまで述べてきたように BMD 問題では TMD 中心で、NMD の開発・配備には消極的であった。しかし、これまた既述のような諸般の事情から NMD 計画の推進方針に転換し、1999 年 3 月には NMD 法、すなわち 2005 年までに NMD システムの完成を求める法律に署名した。かくて、クリントン政権のもとで NMD の開発・配備をめぐる計画づくりや論議がはじまるが、その内容を理解する上でも必要と思われるので、つぎにまず NMD 計画を構成する五つの主要構成部分について説明しておきたい⁽¹⁾。

- (1) 弾頭直撃 (HTK) 技術、すなわち大気圏外で目標弾頭に命中させ、その運動エネルギーによる破壊をめざす地上配備の迎撃体 (標的の敵弾頭に命中するよう誘導するための長波赤外線をふくむ多元スペクトル・センサーを組み込んだ小型ロケット)。
- (2) NMD 基地あるいはそれ以外のどこにでも配置されうる地上配備 X バンド追尾レーダー (ABM レーダー)。
- (3) X バンド・レーダーに警告および指示情報を提供し、また X バンド・レーダーの有効範囲外のミサイル飛跡の軌道データを提供するための高性能の弾道ミサイル早期警戒レーダー。
- (4) 二つの宇宙配備センサー・システム。一つは宇宙配備赤外線システム 高地球回軌道 (Space Based Infra-Red System - High Earth Orbit, SBIRS-High) 衛星で、弾道ミサイル早期警戒について現在の防衛支援プログラム (DSP) 衛星と交替の予定。いま一つは、宇宙配備赤外線システム 低地球回軌道 (SBIRS-Low) 衛星で、宇宙における標的について軌道やおとり識別のデータを提供するために企画された衛星群である。総数で 6 個の SBIRS-High 衛星、24 個の SBIRS-Low 衛星がまず配備される予定。
- (5) シャイアン山 (コロラド州) の北アメリカ気圏防衛司令部内に配置された戦闘管理および C³ システム。これは早期警戒、追尾、おとり識別を統合し、飛来する標的弾頭に対して迎撃体を配置し、発射決定についての人的干与を

可能にし、NMD システムの種々の構成要素との通信連絡を担当することになる。

以上の NMD システムの基礎的な構成要素についての理解を前提として、つぎにクリントン政権のもとですすめられてきた 3 段階の NMD 開発・配備プランおよび現状について述べることにする。

- (1) 第 1 段階 (C-1) の防衛能力としては、高度な対抗措置をもたない約 5 個の核弾頭からなる小規模かつ単純な脅威に対処しうる内容が考えられていた。それは最初、アラスカ州中央部カグランド・フォークス (ノース・ダコタ州) かの 1 個所に設置される 20 基の地上配備迎撃体で編成されていたが、その後その 20 基はアラスカ州におかれるように修正された。潜在的な北朝鮮のミサイル攻撃に対してアメリカ本土をカバーするためには、アラスカ州の方が好都合とされたからである。また第 1 段階の配備計画では、アリューシャン列島のシェミア島に X バンド・レーダー 1 基の設置、現存 5 基の弾道ミサイル早期警戒レーダーの性能向上、早期警戒のための DSP 衛星から SBIRS 衛星への転換などがすすめられる。

NMD 計画を監督する政府組織の国防総省弾道ミサイル防衛局 (BMDO) によれば、3 年間にわたる NMD の開発とテストがなされたのち、それらにもとづき 1999 会計年度内に NMD の各構成部分を統合したシステム・テストに移る。また技術的リスクに配慮して、最初 2002 年とされていた NMD 配備年は、2005 年に延期された。いわゆる「3+3 プログラム」が「3+5 プログラム」に変更されたわけである。第 1 段階は最低限の NMD システムをめざすものであったが、いかに制限的な NMD といっても、20 基の迎撃体配備ではいかにも不十分だとして、相手の小規模攻撃のレベルを最大限 20 弾頭をふくむものにレベル・アップし、それへの対応として 100 基の迎撃体配備に変更された⁽²⁾。

- (2) 第 2 段階 (C-2) は、「ならず者国家」のミサイル脅威のみならず、中口両国の小規模な偶発的あるいは非権限的な弾道ミサイル発射 (かなり高度の弾頭突入支援装置を組み込んだ) という、第 1 段階より大きな脅威に対処しうるための構想であった。2010 年までに配備が終る予定で、具体的な内容としてはつぎのようなものがあげられていた。100 基の迎撃体、アラスカ、グリーン

ランド，英国の早期警戒レーダーとともに配備される 3 基の X バンド・レーダー，ミズーリ州に増設される飛行中の迎撃体への通信システム，2010 年までに完全に運用可能な SBIRS-Low など。

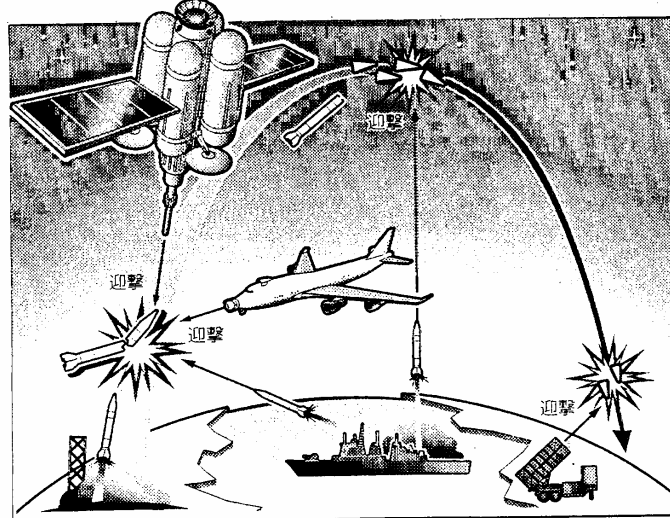
- (3) 2015 年までに整備される予定の第 3 段階 (C-3) は，つぎのような諸要素から構成される。最初の基地の迎撃体を 125 基に増強，それにいま一つの新基地の 125 基の迎撃体，合計二つの基地に配備された 250 基の迎撃体，ハワイに新しく増設される飛行中の迎撃体への通信システム，韓国内に設置される新しい弾道ミサイル早期警戒レーダーと X バンド追尾レーダー，ハワイやグランド・フォークスなど四基地に増設される X バンド・レーダーその他⁽³⁾。

クリントン前政権は，すでにみた NMD 法にしたがい，NMD システムの開発を推進することになったが，実際的な配備ではそれを無条件に認めたわけではなかった。クリントン大統領は，配備決定の条件としてつぎの四つの基準を提示し，しかも 2000 年 9 月を NMD の実践配備をめぐる最終決定の期限として設定したからである。四つの基準とは，脅威。NMD を必要とする脅威が果して存在するのか。コスト。NMD の開発・配備にどれだけの経費が必要か。それはつぎの有効性との関連において合理的なのか (費用対効果比)。実践上の有効性。それは脅威に対して有効に機能するか。アメリカの安全保障とのかかわり。核削減，核拡散防止，同盟関係，ABM 条約をふくむ軍備管理体制へのインパクトにおいて，NMD はアメリカの安全保障に果してプラスとなるか。この四つの基準を念頭におきながら，クリントン前大統領は NMD 配備の最終決定をおこなわず，それを次期大統領まで先送りした。直接的な理由としては四つの基準のうちの ，2000 年 1 月のテスト失敗につづき，7 月のテストにも失敗したことがあげられた。

新しく誕生したブッシュ共和党政権のもとで，これまでのブッシュ大統領や共和党の言動から，NMD 計画がさらに大規模化することは当然予想されたが，その全貌は 2001 年 5 月国防大学におけるブッシュ演説によって明らかにされた。そこでは，軍備管理をふまえた冷戦期の核抑止戦略が根本的に批判され，戦略核の一方的かつ大胆な削減とともに，核攻撃力とミサイル防衛とを組み合わせた冷戦後の新しい核戦略の必要性が強調された。そしてミサイル防衛につい

では、クリントン前政権がすすめてきた制限的な NMD 計画の抜本的な変更が打ちだされた⁽⁴⁾。より具体的には、クリントン前政権の NMD 計画では、その後の強化措置は構想されていたにもせよ、まず第 1 段階として地上配備型の迎撃ミサイル 100 基による限定的な迎撃システムからはじめる計画だったのに対し、ブッシュ政権ではその計画内容の大規模化かつ多層化が注目される。すなわち、そのミサイル防衛計画では、これまでの地上配備にとどまらず、海上、空中、宇宙にも迎撃ミサイルやレーザーを配備し、また発射直後の上昇段階、宇宙空間を飛行中、さらには大気圏に再突入して目標に向う段階で、それぞれ敵の目標弾頭を迎撃する大規模かつ多層的な防衛システムの構築が志向されている（〈表 3〉参照）。

〈表 3〉 ブッシュ政権が構想するミサイル防衛と主な迎撃手段



	上昇段階 (3 - 5分)	中間段階 (20分)	下降段階 (30秒)
迎撃兵器	空中配備型レーザー 宇宙配備型レーザー 宇宙配備型ミサイル 海上配備型ミサイル	海上配備型ミサイル 地上配備型ミサイル	地上配備型ミサイル

(注)『朝日』2001年7月28日付

このことはのちに述べるブースト段階の迎撃システム、NMD と TMD との一

体化，宇宙レーザー兵器の開発や宇宙防衛に必要な装備，訓練，情報収集などの宇宙戦略の推進とも密接な関連をもっている。以上のことは，当然ながら他の諸問題にも波及する。そのMD計画の推進は，たとえばABM制限条約との抵触が避けられず，ブッシュ大統領もこれまでしばしばその一方的破棄を示唆してきたし，また事実その破棄に踏み切った。もっとも，ブッシュ政権のMD政策はまだ構想段階にとどまり，2008年までに敵弾頭を上昇，中間，下降の各段階で多層的に迎撃する防衛網の実戦配備をはじめるというスケジュールのほか，詳細な内容は必ずしも明確ではない。

（注）

- (1) Wilkening, *Adelphi Paper* No.334, p.30; Peña & Conry, op. cit., pp.14-15.
- (2) Peña & Conry, pp.13-14, 16.
- (3) Wilkening, *Adelphi Paper* No.334, pp.30-32; Wilkening, *Survival*, Spring 2000, pp.31-32.
- (4) ブッシュ演説の全訳 『世界週報』 2001年6月26日号 71-72 ページ。

第3節 MDシステムの有効性を中心として

MD計画をめぐる論議と問題点(1)

以下しばらく MD 計画をめぐる論議，その問題点について考察するが，論点としてはすでにふれたクリントン前大統領が，NMD の配備決定に当り考慮すべき項目としてあげた四つの基準を足掛りにするのが便利であろう。

そこでまず問題になるのは，アメリカ本土に対する核兵器をはじめとする WMD，その運搬手段としての弾道ミサイル脅威であり，とくに最優先の課題はいわゆる「ならず者国家」，とくに北朝鮮，イラン，イラクの脅威に対する対策である。

ところで，この脅威の実態はどのようなものか，それに対処するためになぜ NMD が必要かについては，つぎのような論議がなされる。NMD 批判論者は，弾道ミサイル脅威への対策として直ちに軍事的対応に向うのではなく，外交措置をふまえた柔軟かつ総合的な対策の必要性を強調する。そして直ちに軍事的なハード面に頼るミサイル防衛構想は，外交手段によるさまざまなソフト面に配慮するアプローチに比べて，コストとリスクが膨大なものになるにもかかわらず，その効果や利益はそれに見合わないと主張する⁽¹⁾。NMD 推進論者はもちろんこうした主張には反対で，「ならず者国家」の WMD と弾道ミサイル脅威は今後ますます深刻化することを強調する。たとえば，非核通常兵力の面でアメリカに対抗しうる余地がまったくないとすれば，これらの国家が WMD と弾道ミサイル脅威に依拠する度合いはますます深まらざるをえないからである。ついで，これはもっと重要な点だが，「ならず者国家」の指導者の独裁性，その政治的判断や行動における非合理性で，これがこれらの国家に対する抑止の有効性を大きく制約する。冷戦中の米ソ関係には核抑止をめぐり一定の合理性がみられたが，冷戦後の「ならず者国家」との関係に同じような合理性は期待できない。

「ならず者国家」は，今日の国際政治における非合理的アクターであり，国際関係の一般的な手法にこれらの国はなじまない。同一性 (sameness) や協調性

(togetherness) という前提は、西欧型民主主義国家以外には適用されず、軍備管理とくに多国間軍備管理も、これらの国々との関係においてアメリカの安全保障に寄与しうるものではない。「ならず者国家」が非合理的アクターである限り、伝統的な核抑止は有効に機能しない。そうだとすれば WMD の実際的発動に効果的に対処しうる軍事的手段を用意し、それを相手に突きつけることが何よりも肝要で、それで伝統的な抑止機能の強化も期待できる。NMD や TMD は、まさにそうした軍事手段の一環にほかならない⁽²⁾。こうした見方は、今日のアメリカでは一般的のように思われるが、果して適切なものか。冷戦期の旧ソ連についても「悪魔の帝国」などと、「ならず者国家」と同じような極めつけがなされたけれども、結局ソ連を軍備管理レジームその他に干与させることをつうじて、米ソ間「安定抑止」の一翼を担わせる方針が追求された。脅威を軍事的圧力で拡大再生産させるのではなく、それを共存の方向で国際社会に組み入れようとする努力は、やはり大きく評価されてよいのではないか。

すでにふれておいたように、アメリカにとっての脅威の対象には「ならず者国家」とどまらず、中口両国とくに中国がふくまれる。この点で、ブッシュ政権になってから、中国に対する「ならず者国家」的な認識の強まりが注目される。すなわち、クリントン前政権下の対中国政策の基本は「包括的ないし建設的な関与」(comprehensive or constructive engagement) であり、その特徴は単なる「宥和」でも冷戦期の戦略的な「封じ込め」でもなく、いわば両者の中間と説明されたが、ブッシュ政権では中間でも「封じ込め」側への接近が顕著になった。それはクリントン前政権の対中国政策に対する共和党のきびしい批判、ブッシュ政権のもとで中国は、アメリカの「戦略的パートナー」から「競争相手」に転化したことから明らかである。

最大の問題点としての「対抗措置」

MD 計画でもっとも論議の集中するところは、やはり技術的可能性をふくめたその実際的な有効性についてであろう。これについては、いろいろの視点から考察する必要があり、まず問題になるのは、軍事的対応に限定しても MD が万能薬ではないということである。MD では、アメリカ本土および海外駐留米軍の

安全について、WMD とその運搬手段である弾道ミサイルに対する防衛が基本的に構想されているわけだが、運搬手段は果して弾道ミサイルに限定しうるものなのか。テロ組織による攻撃では、アメリカ本土や海外の米軍基地に潜入した特殊部隊による攻撃、スーツケース爆弾、WMD を積み込んで入港した船舶の自爆などが一般的に想定され、これに対して NMD はまったく有効性をもたない。また弾道ミサイルといっても、NMD の対象として典型的には ICBM が想定されているが、ラムズフェルド委員会報告でもふれられているように、それは「ならず者国家」の攻撃手段として必ずしも支配的ではない。ICBM よりも船舶や航空機から発射される短射程弾道ミサイルや巡航ミサイルの方が、「ならず者国家」にとってははるかに低コストの開発・配備が可能で、しかも短い飛行時間や低高度飛行のため、それらへの防衛はきわめて困難である⁽³⁾。

それにこれまたすでにふれたところだが、ミサイル防衛技術に前進がみられるのは事実としても、それが必ずしも十分ではないことも問題となる。その技術的成功は、センサー網が突入してくる弾頭を有効に探知し、その軌道を追尾し、標的を正確に識別する能力、そして一基の迎撃体が飛来する弾頭に命中し、それを破壊しうる可能性(Single-Shot Probability of Kill, SSPK)に左右されるが、そこにはかなりの不確定要素の介在は避け難い。一つには、攻撃の規模が拡大し、撃ち落すべき弾頭数が増加すればするほど、迎撃をめぐる困難は異常に増大せざるをえない。ある計算によれば、探知、追尾、弾頭識別の可能性が 0.995 で、迎撃体が 0.75SSPKs の能力をもつとすれば、一標的当り 4 基の迎撃体を発射できる 100 基の NMD システムは、25 個の弾頭の破壊が可能とされる。もっとも、これは NMD 支持者の主張で、反対派はこれを認めないし、弾頭数が増加すればこうした計算がそのまま適用されるはずもない⁽⁴⁾。

MD の有効性に関連してきわめて重要な論点は、迎撃体に対する「対抗措置」の問題である。MD 技術の発展には確かにめざましいものがあるが、核ミサイル時代における攻撃力の圧倒的な優位を完全に逆転させるまでに至っていない。たとえ防衛技術面で顕著な前進がみられたとしても、その防衛システムの壁を打ち破る攻撃能力の強化は、防衛面に比べて技術的にはるかに容易だし、コスト的にも安上りである。防衛能力の高度化に対抗し、攻撃力の質的強化で防

衛の壁を突破するための方法には多様なものが考えられ、これを「対抗措置」と総称する。

多様な「対抗措置」を正確に分類することは困難だが、一例としてつぎのような整理も可能であろう。防衛能力を圧倒する攻撃力の強化。たとえば、戦略ミサイル数の増強、戦略ミサイルの多弾頭化、細分弾頭（submunitions）に収納された生物・化学兵器など。弾頭識別を妨害する方法。たとえば、おとり弾頭や金属片の散布、多くの金属箔を張った風船の一つに弾頭を収納する方法など。弾頭探知を妨害する方法。たとえば、赤外線探知を不能にするための弾頭の冷却被覆、レーダー吸収物質による弾頭被覆、ミサイル追尾衛星に対する攻撃など。迎撃体の弾頭攻撃阻止。たとえば、スクリーンや大風船の背後に弾頭を隠す方法、船舶からの巡航ミサイルや短射程ミサイル発射など⁽⁵⁾。

「対抗措置」をめぐる問題は、かつてレーガン政権当時でも SDI 開発の難関の一つとされたが、その欠陥は今日のブッシュ政権下でも基本的に解消されていない。それは 2001 年 7 月、ブッシュ政権になってはじめておこなわれたミサイル迎撃実験の結果をみれば明らかである。この実験では、南太平洋クエジェリン島から打ち上げられた迎撃体が、おどりの風船や模擬弾頭を識別し、標的弾頭を破壊することに成功したと発表されたが、まもなくその限界が明らかにされた。すなわち、そこでは迎撃体が標的に命中しやすいように、弾頭からその位置を教える電子信号が発信されていたからである。12 月の 2 回目の実験成功も、「目くらまし」のおどりは一つだけで、たとえその識別に成功したとしても、実戦で有効とは到底いえないとの批評がもっぱらであった⁽⁶⁾。

上昇段階における MD

敵の発射した弾道ミサイルの軌道を大きく分類すれば、打ち上げ直後の上昇段階（boost-phase）、大気圏外から圏内に再突入して攻撃目標に向う下降段階（terminal-phase）、それらの間の宇宙空間を飛翔する中間段階（mid-course）の三つとなる。従来の NMD では、主として中間から下降段階におけるミサイル迎撃に主眼がおかれたが、上昇段階における迎撃（Boost-Phase Intercept, BPI）のもつ有利性が、とくに対抗措置との関連でこれまでもつねに注目されてきた。

BPI の特徴は、なんといっても発射直後で弾道ミサイルが低スピードのため、探知や迎撃体による破壊が比較的容易であること、また擬似弾頭その他の「目くらまし」手段がミサイル本体に組み込まれたままで破壊され、「対抗措置」をめぐる多くの困難が一挙に解消されるどころにある。また BPI は、技術的にみて原理的にまったく新しいものではなく、それだけに速かに配備に移れるし、コストも安上りになる。さらに重要な点は、BPI が北朝鮮、イラン、イラクなど「ならず者国家」に対するミサイル防衛では NMD よりはるかに有利である反面、ロシアや中国の戦略核兵力には根本的な打撃を与えないところにある。ロシアも中国も広大な領土をもち、アメリカの BPI の到達できない地域に ICBM を配備することができる。比較的海洋に近い「ならず者国家」の弾道ミサイル基地ではなく、ユーラシア大陸内深くに位置した基地から発射される ICBM には、BPI はまったく有効性をもちえないからである。したがって、MD をめぐる対中口両国との交渉は、BPI に限定されるかぎりより容易なものとなる⁽⁷⁾。

BPI には、具体的に地上、空中、海上配備という三つの選択肢がある。これらの選択肢を考える場合の前提としては、まず上昇段階の時間がきわめて短いことが重要である。すなわち、その時間は戦域弾道ミサイルで 70~150 秒、ICBM の場合固形燃料で 200 秒、液体燃料で 250~300 秒、これに対して迎撃体が敵のミサイルを発見して発射されるまでには 20~45 秒かかる。したがって、迎撃体は敵のミサイル発射にできるだけ速かに反応し、そのスピードもきわめて高速（秒速 8.5 キロ）でなければならない⁽⁸⁾。このことを念頭に入れながら、以下しばらく BPI の具体的な形態について考察する。

まず地上配備 BPI であるが、それが北朝鮮、イラン、イラクの弾道ミサイルを有効に迎撃しうるためには、韓国（日本）、ロシア、トルクメニスタン、トルコ領内に BPI 基地がおかれる必要があるが、その際基地提供国の意思によってアメリカの行動は大幅に制約をうける。それに地上固定 BPI は、敵の攻撃に対して脆弱的であり、三つの選択肢のうち地上配備 BPI は、もっとも好ましくないといえる。これに対して海上艦船配備の BPI は、停泊その他の基地提供国の協力は不可欠としても、地上配備のように固定的でなく、海上をかなり自由に移動でき、海上ルートをつうじて「ならず者国家」のミサイル基地への接近も

容易である。たとえばイラクやイランの場合には黒海や地中海，ペルシャ湾，北朝鮮の場合は日本海や黄海，それぞれの国に近い海域に事前に SPI が展開されることが望ましいが，それも絶対的ではない。危機の状況次第で，すでに配備済みの海上 BPI を自由に移動させ，また中近東や東北アジアの BPI を相互に補完関係におくことも可能だからである。最後に空中配備 BPI であるが，これは航空機または無人飛行隊（UAVs）から発射される空中迎撃体（Airborne Interceptor, ABI）で，現在唯一の具体的プログラムとしては，アメリカとイスラエル合同の計画がある。作戦行動の自由やグローバルな迎撃能力の調整において，行動範囲の大きさやスピードは異なるにしても，ABI は海上 BPI と同じような利点をもっている。

BPI はブッシュ政権の多層的な MD 計画の一環を形成するが，その際中心はいうまでもなく海上配備と ABI におかれている。すでに述べたように BPI は，「ならず者国家」の弾道ミサイル脅威に対する防衛には有効だが，ロシアや中国の ICBM については必ずしも根本的な打撃とはならない。この点について，中口両国の ICBM とこれに対する ABI に限定して，つぎに若干の補足説明を加えることにする。もっとも重要なポイントは，前にもふれておいた上昇段階の短い時間，中口両国の ICBM 基地への距離的な遠隔性のために，ABI を戦争開始後直ちに，場合によっては開始以前から中口両国の領空に侵入させておく必要がある。だが，中口両国の地対空ミサイルをふくむすぐれた対空能力からみて，これらの ABI が生き残り，任務を遂行しうることは不可能に近い。加えて，潜在敵の空域に ABI を前方展開させておくことの政治的インパクト，長期にわたり ABI を維持するのに必要な巨額のコスト，パトロールする航空機や UAVs の指揮・管制をめぐる技術上の不備なども考慮されなければならない⁹⁾。

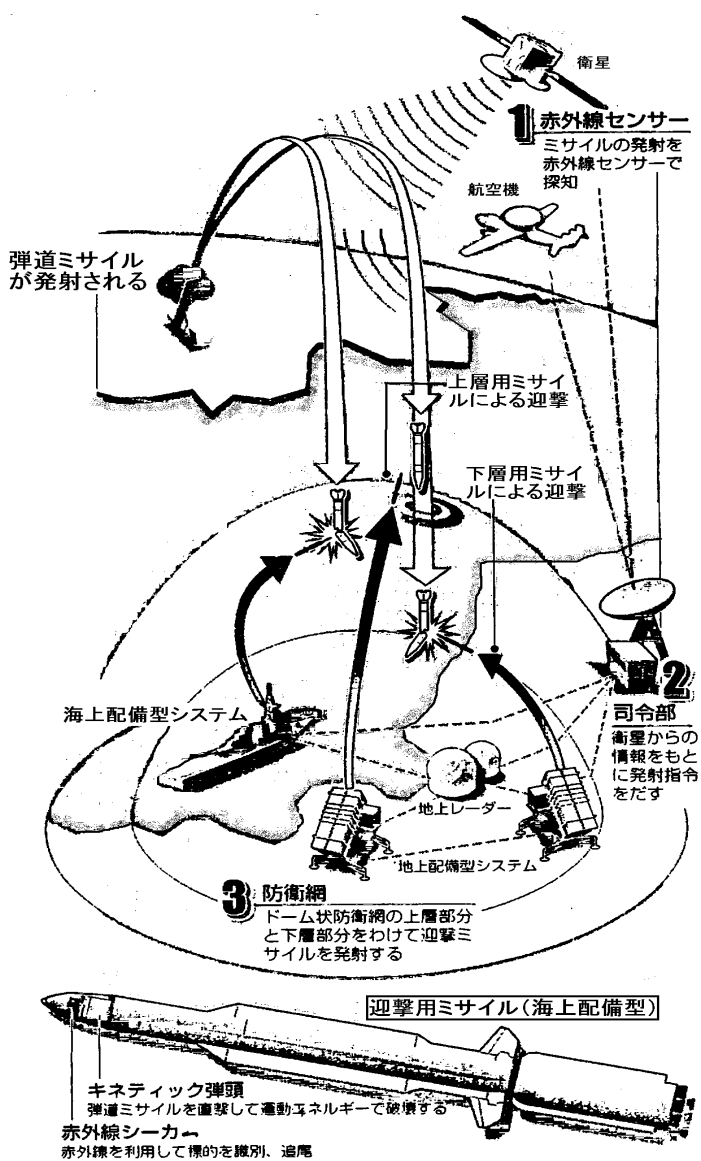
BPI 配備についても，たとえば海上・空中 ABM システムを禁止している ABM 制限条約第 5 条などの条文修正を必要とするが，アメリカの MD 計画が BPI にきびしく限定されるとすれば，中口両国とくにロシアは，ABM 条約修正をめぐる対米交渉に必ずしも拒否的姿勢はとらないだろうとされる。その最大の根拠としては，BPI がロシアの戦略核兵力の中核 ICBM に，根本的な脅威を与えないところに求められる。

TMD と NMD

TMD は敵の弾道ミサイル攻撃に対して、海外駐留米軍、同盟国・友好国を守るための地域的な防衛システムであり、その限りではアメリカ国内はもとより、日本をふくめた同盟・友好国でもそれに対する批判は少なかった。クリントン前政権は BMD 構想の重点を TMD に求め、対ロシア関係においても TMD をめぐり一定の了解が成立してきた。その後 NMD が大きく脚光を浴び、アメリカのミサイル防衛政策は NMD と TMD の二本立てですすめられ、TMD には賛成だが NMD には反対といった、両者を明確に区分した評価さえ一般におこなわれるようになった。しかしこれは誤りで、のちに述べるように TMD の構成要素には NMD と密接なつながりをもつものがあり、今日のブッシュ政権においてこの間の事情は明白となった。ブッシュ大統領は 2001 年 5 月の国防大学での演説で、TMD と NMD との一体化に言及し、TMD もその多層型 MD システムの一環として明確な位置づけがなされたからである。

TMD の概要は<表 4>のとおりで、それには地上配備型システムと海上配備型システムとの 2 種類がある。射程 1000 キロ程度の中距離弾道ミサイルは、発射から目標到達まで約 10 分で、その間に人工衛星や航空機上の赤外線センサーで発射を感知し、地上および艦船から迎撃体を打ち上げる。この際、上層部（100 キロ以上）と下層部（20~30 キロ）という二段構えで弾道ミサイルを追尾し、破壊することが期待された。下層部における地上配備型迎撃体として予定されているのはもっとも新しいパトリオット 3 型（Patriot Advanced Capability-3, PAC-3）海上配備型では海軍地域防衛（Navy Area Defense, NAD）のイージス艦艇と艦隊対空防衛のためのスタンダード・ミサイル改良型とを軸とする低高度戦域防衛システムである。上層部防衛システムには、地上配備の戦域高高度広域防衛（THAAD）と海軍戦域広域（NTW）とがある。1999 年 6 月と 8 月の弾頭直撃実験に成功を収めた THAAD は、PAC-3 に比べてはるかに高い高度で、また遠距離かつ広い範囲（直径数百キロ）にわたり迎撃ができる。迎撃体に組み込まれた赤外線シーカーその他を利用することで、迎撃ミサイルを目標まで誘導してこれを破壊することができた。TMD の場合、NMD に比べて飛来してくる目標弾頭の速度が遅いので、目標に命中するための技術的難度は軽減される。この

<表4> 戦域ミサイル防衛
(防衛白書などから)



(注) 『朝日』2001、4、1付

領域での迎撃実験はかなりの頻度で成功をみせており、その一部は調達・製造の段階に入ったと報告されている⁽¹⁰⁾。

ところで、ここで問題となるのはTMDとNMDの関係である。すなわち、すでに述べておいたようにTMDとNMDとは明確に区分されるものなのか、それとも両者は重複する関係にあるものなのか、そうだとすればTMDのどの部分がNMDと密接なつながりをもつのか。いいかえれば、今後整備されるTMDシステムは、中口両国の

戦略核兵力に対して脅威となりうるのか、脅威となるとすればいかなる意味でそうなのか。また1993年3月の「TMD線引き合意」では、当時のクリントン大統領にロシアの戦略核兵力に現実的な脅威となる能力をもたせないことを約束した。もっともこの合意はアメリカ議会で批准されなかったし、つぎのブッシュ政権にしてもこうした合意を尊重するつもりはなかった。

中口両国の戦略核兵力に脅威となるTMDとなれば、PAC-3やNADについて

は論外であり，問題になるのはいうまでもなく THAAD と NTW という TMD 上層システムに限定される。中口両国では，それらが自国の戦略核兵力にとって現実的な脅威となるとの見方が一般的だが，文句なくそうなるかといえは，必ずしも一般的に支持されているわけではない。ある論者によれば，TMD 上層システムが中口両国の戦略核兵力にとって脅威となるかどうかは，まずアメリカ本土の重要地域をカバーするに必要な迎撃体の発射基地の数，各基地に配備される迎撃体の数によってきまる。ついで，その迎撃体がいかなる性能の探知，追尾，発射関連のセンサーやコントロール・レーダーによって誘導されるかが問題である。現在のプログラムでは，配備予定の迎撃体の数量（650 基）が十分ではないし，また THAAD も NTW も地上あるいは海上配備のコントロール・レーダー以外からは，迎撃体が飛行中に追跡データをうけとれないようになっており，これでは上層システムが中口両国の核戦力に明白な脅威を与えうるとは考えられない。もっとも，それは現時点の THAAD や NTW でも，それが NMD 能力と無関係であることを意味しない。また現在の計画の 650 基でも，START-
その他によってロシアの核弾頭が 1,700 個を下回るならば，ロシアの軍事プランナーはこれを脅威と受けとることが十分想定できる⁽¹¹⁾。ここでも MD 問題は，戦略核の削減プロセスとの関連において，米口間の戦略核バランスの安定性と不可分の関係をもつことが明らかとなる。

TMD 上層システムが NMD 能力の一部を形成する場合，将来的にみて THAAD よりも NTW がより有望との見方もある。そしてブッシュ政権による TMD と NMD との一体化構想のもとで，NTW は海上配備 BPI との統合をつよめ，将来展望として海上配備 NMD の形成につながることになる。だが，これにはいろいろ問題があることも事実で，まず技術上の欠陥があげられる。海上配備 NMD の開発にとってのアキレス腱は，迎撃体そのものの性能よりもむしろ，敵の弾道ミサイルあるいは標的弾頭を探知し，追尾・識別するためのエイジス艦上の SPY-1B レーダーの能力にある。もっとも迎撃体にも欠点がないわけではない。海軍の迎撃体が，戦域ミサイルよりもより早く，より高い軌道を飛行する ICBM 弾頭を破壊しうるためには，その最終速度がより早くなければならないし，また搭載の赤外線シーカーがおとりや金属片などの「目くらまし戦術」を超えて，

目標弾頭を識別するのに十分な能力を備える必要がある。しかし、「みえないものは撃ち落せない」の道理で、問題の焦点はやはり迎撃体よりもレーダーの性能にあるということである。海上配備 NMD にとって SPY-1B レーダーが大きな障害になっているとすれば、解決策はそれを強力なレーダーに代えることである。手取り早い方法は、陸軍の開発にかかる地上配備レーダーを艦上に取り込むことだが、それは重複であるだけでなく巨額の経費を要する。海上配備 NMD システムが技術的に可能だとしても、それに必要な経費は少なく見積もっても 200 億ドルかかるといわれる⁽¹²⁾ (12 ページの〈表 2〉 - (1)参照)。

MD 計画と ABM 制限条約

MD 計画の具体化がすすめば、多くの点で ABM 制限条約に違反することになるという点では、まったく疑問の余地はない。たとえば、2002 年 4 月をめぐりにアラスカ州中部フォート・グリーリーに迎撃体 5 基の格納庫が着工される（実験基地として出発するが、2004 年には実戦配備基地）が、これは ABM 基地はそれぞれの首都か ICBM 基地の何れかに 1 箇所に限定されるという条約第 3 条に明確に違反する。また MD 計画には弾道ミサイル早期警戒レーダーの性能向上がふくまれるが、このことは条約第 3 条と第 6 条 (a) 違反だし、これらレーダーのうち 2 基がアメリカ以外のグリーンランド、英国に設置されるのは第 9 条違反である⁽¹³⁾。

1997 年 3 月の米口首脳会談（ヘルシンキ）における「TMD 線引き合意」で、TMD は ABM 条約に違反しないとの見方もある。しかし、その合意は射程 3,500 キロ以上で秒速 5 キロを超える目標ミサイルに対する実験がなされない限り、秒速 3 キロ以下のすべての低速 TMD システムは条約に違反せず、配備できるというこれまでの一致点を再確認したものにすぎず、高速 TMD にかんする懸案がこれですべて解決したわけではなかった。本来 NMD と密接な関連をもち、ブッシュ政権のいわゆる一体化路線のもとで NMD の不可分の構成要素をなす TMD システムが、今後ますます ABM 条約との矛盾を深めることも明らかである。今後秒速 5 キロ以上の弾道ミサイルに対する防衛システムの開発、また宇宙に展開されるレーザー原理などにもとづく迎撃体、その構成要素の開発・実験・配

備がすすめられることはおよそ避けられないからである。

MD 計画と ABM 制限条約との関係において基本的なことは、この条約が認めているのは米ソ両国それぞれの ICBM 基地が首都かの防衛、すなわち「個々の地域の防衛」であって、MD 計画がめざすアメリカ本土防衛は第 1 条で明確に禁止されているということである。したがって、MD 計画の具体化は、現行条約の条文や字句の修正にとどまらず、ABM 条約の抜本的な改正を必要とする。MD 計画の条約上の整合性を論ずるに際して、アメリカによる ABM 条約の一方的廃棄か米口合意による条約の修正が対置されることがあるが、正しくはアメリカの一方的廃棄か米口間交渉・合意による ABM 条約の破棄と新条約の締結が対置されるべきである。しかも、この選択は数年というかなり先の問題ではなく、数か月という緊急の課題であり、それだけにアメリカでは第 15 条の 6 か月の事前通告による ABM 条約からの一方的離脱の必要性が強調されるようになった。そしてその一方的破棄の通告期限については、アラスカ州中部にアメリカが実質的な迎撃体基地を設定する 2002 年 4 月との関連が注目された。それでアメリカの ABM 条約違反が明白になるわけで、それにかんする非難を免れようとするれば、条約からの一方的離脱に踏み切らざるをえず、その時期としては 4 月から条約脱退予告期間の 6 か月を逆算して 2001 年 11 月頃が想定された⁽¹⁴⁾。事実、ブッシュ政権はプーチン大統領などロシア首脳との交渉を重ねたのち、12 月 ABM 条約の一方的破棄をロシア政府に通告した。

ところで、MD 計画および ABM 制限条約をめぐる中口両国、西欧諸国その他の対応はどうか。MD による戦略的な衝撃がもっとも明白な「ならず者国家」とくに北朝鮮、それに中国がこれにはげしく反発するのは当然として、ロシアもこれまで一貫して反対の態度を堅持してきた。その理由として、ABM 条約および軍備管理レジームは、冷戦後もいぜん米口間ひいてはグローバルな戦略核バランスのかなめであり、その改廃は国際関係の安定性を損うという点が強調された。またロシアとしてミサイル防衛推進にともなう財政支出には堪えられない、あるいはアメリカに到底対抗できないミサイル防衛上の技術競争には巻き込まれたくないといった配慮も考えられなくはない。さらに MD システムと宇宙との関連も重要であろう。ロシアは戦争の第四のフロンティアとして宇宙に

注目し、「宇宙はロシアのスターリングラードになりうる」との危機感をもっているだけに、宇宙に展開される MD システムには絶対反対という側面も無視できない⁽¹⁵⁾。のちに改めて考察するように、プーチン新政権の成立後、ロシアは一定の条件下でアメリカ側に同調するのではないかとの憶測がこのところつままっているが⁽¹⁶⁾、やはり ABM 条約堅持の立場は支配的であった。

このことは、冷戦後の中口接近、ロシアの中国への配慮とも不可分である。冷戦後アメリカの「一極覇権」に対抗するためには、ロシアは中国の協力を必要とし、中国としても中国に戦略危機をもたらす MD に有効に対処するためには、ロシアの同調ぬきには不可能である。冷戦後協調路線を歩んできた中口両国は、2001 年 7 月江沢民国家主席の訪日、新友好条約調印、ABM 条約堅持の共同声明をまつまでもなく、MD 問題をめぐりその関係はいつそう緊密化を深めた。さらに西欧諸国で見れば、とくにフランスでは、かつて 1980 年代のレーガン政権の SDI 問題以来、ABM 条約はじめ軍備管理体系を柱とした対ロシア戦略バランスの安定化を望む声がつよく、MD をめぐる対米不信は根づよく存在する。これらに加えて、アメリカ国内の政治動向もあり、ABM 条約の一方的廃棄の帰結には、予断を許さないものがあるといつてよい。

(注)

- (1) W. J. ペリー「アメリカ軍事戦略の代償」『外交フォーラム』Nov. 2000, 15-16 ページ。兵藤長雄「米ミサイル防衛構想に日本は独自の発言を」『論座』2001 年 7 月号 66 ページ。
- (2) K. Payne, “Looking Security Threats: The Case for National Missile Defense,” *Orbis*, Spring 2000, pp.187-196.
- (3) ラムズフェルド委員会報告の全訳 『世界週報』1998 年 10 月 13 日号 66 ページ。G. Lewis, L. Gronland & D. Wright, “National Missile Defense: An Indefensible System,” *Foreign Policy*, Winter 1999/2000, pp.124-125; S. Snyder, “Pyong-yang’s Pressure,” *The Washington Quarterly*, Summer 2000, pp.165-166 (全訳 『世界週報』2000 年 10 月 31 日号 66-67 ページ)
- (4) Wilkening, *Adelphi Paper* No. 334, pp. 34-37.
- (5) G. N. Lewis, T. A. Postol & J. Pike, “Why National Missile Defense Won’t Work,” *Scientific American*, Aug. 1999, pp. 39-40; Wilkening, *Adelphi Paper* No. 334, pp. 25-26; L. L. Garwin, “A Defense that Will Not Defend,” *The Washington Quarterly*, Summer 2000, pp.121-123 (全訳 『世界週報』2000 年 12 月 5 日号 29-31 ページ) とくにこのなかに引用されている NIE の 1999 年 9 月の報告内容。一基の ICBM は、100 あるいはそれ以上の細分弾頭(重さ 2~3 キロ)を運ぶことができるといわれる。C. L. Glaser & S. Fetter, “National Missile Defense and the Future of U.S. Nuclear Weapons Policy,” *International*

- Security*, Summer 2001, p.51.
- (6) 『朝日』2001年7月20日, 7月28日, 12月5日付。これ以後も「対抗措置」をふくめたより高レベルのテスト成功が伝えられるが, 実態はどうか。
- (7) R. L. Garwin, “Boost-Phase Intercept: A Better Alternative,” *Arms Control Today*, Sept. 2000, pp. 8-9, 11; Wilkening, “Amending the ABM Treaty,” *Survival*, Spring 2000, pp.40-41.
- J. ローダール「弾道ミサイル防衛を考える」『論座』2001年6月号 236-237 ページ。
Glaser & Fetter, op. cit., pp.53-54, 76-77.
- (8) Wilkening, *Adelphi Paper* No.334, p.61.
- (9) Wilkening, *Adelphi Paper* No.334, p.59-60, 65, 67-69; Wilkening, *Survival*, Spring 2000, pp.42-43.
- (10) 「米国の2001年国防報告(抜粋)」 『世界週報』2001年6月19日号 70-71 ページ。Wilkening, *Adelphi Paper* No.334, pp.46-48.
- (11) *Ibid.*, pp.53-57.
- (12) Peña & Conry, *Policy Analysis*, March 6, 1999, pp.17-18.
- (13) Wilkening, *Survival*, Spring 2000, pp.33-36.
- (14) 『朝日』2001年7月14日, 8月23日付。
- (15) J. Newhouse, “The Missile defense Debate,” *Foreign Affairs*, July/Aug. 2001, pp.105-106.
プッシュ政権がMDに続く第2弾として, 宇宙における支配権を考えていることは明らかである。たとえば議会の設置した「米国安全保障のための宇宙の管理と組織にかんする評価委員会(ラムズフェルド評価委員会)」の報告(2001年11月公表), M. Krepon, “Lost in Space,” *Foreign Affairs*, May/June 2001, pp. 2-5 (全訳『論座』2001年6月号 244-246 ページ), 兵藤長雄「米ミサイル防衛構想に日本は独自の発言を」『同誌』2001年7月号 63-64 ページ。『核兵器・核実験モニター』2001年6月15日号。
- (16) A. A. Pikayev, “Moscow’s Matrix,” *The Washington Quarterly*, Summer 2000, pp. (全訳『世界週報』2000年11月7日号 31 ページ)

第4節 MDシステムと国際関係

MDをめぐる論議と問題点(2)

ブッシュ政権の多層的な MD 計画は、今後の国際関係にいかなるインパクトを与えることになるか。またその主要なねらいはどこにあるのか。こうした問題を考えるに当り、まず注目されるのは、ABM 制限条約をめぐりアメリカの当面の交渉相手であるロシアの動向である。MD 問題をめぐる今後の展望において、影の主演としての中国、さらには西欧諸国や日本の役割をけっして軽視するわけではないが、表の主演はアメリカを別とすればやはりロシアであろう。

ロシアの今後の動向を考える場合、重要なことはまずアメリカの MD 計画が、ロシアの戦略的安全保障にいかなる影響を与えるかである。クリントン前政権下で策定がすすんでいた TMD や BPI はもちろん、その NMD 計画の第 1 段階 (C-1)、すなわちアラスカ州中部に配備される 100 基の制限的な薄い NMD システムでは、ロシアの戦略核兵力に対して根本的脅威にはならないというのが一般的な見方であった⁽¹⁾。しかし、その場合も NMD 計画が第 2 段階 (C-2)、第 3 段階 (C-3) へと強化されれば問題は別とされていたし、ましてやブッシュ政権の多層的 MD 計画となれば、それがロシアに戦略的危機をもたらすことは明白である。さらにその危機は、米ロ両国の戦略核の削減次第では、いっそう深まることが考えられる。ある論者によれば、ロシアの戦略核弾頭が将来 1,200 個以下になれば、複数の発射基地に配備された 100 基以上の迎撃体で、ロシア戦略核兵力の基盤を崩すことは可能とされた⁽²⁾。

MD 問題で米ロ間に何らかの合意が成立するためには、ブッシュ政権の構想についてはもちろん、たとえクリントン前政権の制限的な NMD 計画であっても、ただそれがロシアの戦略核兵力に根本的な脅威とならないというだけでは十分ではない。脅威とならないことを客観的に保障しうる措置、米ロ間にこの問題をめぐる信頼醸成を促進するための措置が当然必要とされるわけで、以下そうした措置について具体的に列挙することにする。もちろんこれらの措置がすべて必要というわけではなく、必要項目について論者の間で多少のばらつきや相

違があることはいうまでもない。

- (1) MD 配備の抑制と透明性。クリントン前政権当時の構想でいえば、その NMD 計画の第 1 段階 (C-1)、「ならず者国家」の弾道ミサイル脅威向けの固定的な地上配備の迎撃体 100 基の規模にとどめ、またセンサーやレーダーなど関連施設の空中および宇宙配備を避けることの表明。また MD システムを艦艇上配備の BPI に限定することも一案である。ブッシュ政権の多層型 MD 構想では、以上のことはおよそ不可能と思われるが、その際に重要性を増すのは MD 配備の進行にかんする透明性の確保である。場合によっては、MD 計画についてのデータ交換、迎撃体生産施設の現地査察などが検討の対象となる⁽³⁾。
- (2) ロシアの戦略核兵力に対する「保険」。飛来する核弾頭が少なくなればなるほど、それに対する MD システムの有効性は当然ながら増大する。この理屈で、米口間交渉でロシア戦略核の削減がすすみ、一方でアメリカの MD 計画が進展すれば、ロシアの戦略核抑止力の信頼性は根本的に脅かされる。このように戦略核削減と MD との間には密接な関係があり、この意味では 2001 年 7 月米口首脳会談 (ジェノバ) において、両者を一体化して協議することで合意したことは重要であった。これまでアメリカは、戦略核削減ではロシアとの合意なしに、アメリカだけの事情で一方向的に増減するとの立場をとっており、この限りでこの合意は、アメリカとして MD 問題を公式的な議題として認知させる代りに、戦略核削減についての従来の立場を一步後退させたのみすることができる。

要するに、アメリカが何らかのロシアとの合意のもとで、その MD 計画の具体化をはかろうとすれば、アメリカの戦略核兵力と MD 能力との総合力が、ロシアの戦略核兵力の基盤を揺りくずさないような「保険」措置が必要であり、その限りで戦略核削減交渉においてアメリカはロシア側に配慮すべきだということになる。具体的には、まず START- 交渉その他のなかで、START- にみられる米口間戦略核バランス上の不平等が手直しされなければならない。すなわち、START- で多弾頭 ICBM が禁止される一方で、多弾頭 SLBM が認められていることは、ロシア戦略核兵力の最強部分 ICBM の多弾頭化を排除し、

アメリカの最強部分 SLBM の多弾頭化の維持をはかったもので、この点の手直しは当然の要求といえる。具体的には、ロシア現有の多弾頭 ICBM の存続か、多弾頭で道路上移動可能の最新型 ICBM トーポリ M (SS-27) の承認などがあげられる。このほかにも、ロシアの戦略核報復能力の確保につながる ICBM の警戒態勢の保持と強化、アメリカによる核先制不使用ドクトリンの採用などが例示されている⁽⁴⁾。

- (3) 米口間協力の推進。協力内容は多様で、軍事領域から政治経済分野におよぶ。たとえば、早期警戒能力の面では、すでになされてきた米口協力をさらに強化する。ロシア早期警戒網の不備を改善するために、既存のレーダー・システム更新への資金援助、早期警戒情報の交換などがあげられる。これはロシアのミサイル誤射をなくする意味で、アメリカにとってもプラスとなる。ロシア製 S300 地对空ミサイルの購入をはじめ、廃棄核分裂性物質プルトニウムの処理をめぐる技術・財政支援など、多くの分野での米口協力の強化が論ぜられている⁽⁵⁾。

MD および ABM 条約廃棄問題は、ただ米口関係にとどまらず、米欧関係さらには欧口関係にも重要なかわりをもっている。NMD 計画が前面化して以来、MD 問題はアメリカと西欧諸国との間に重要な対立要因をもち込むことになった。この点では、安全保障問題でアメリカにきわめて協調的であった英国も、例外的ではなかった。MD 計画に対する西欧諸国の疑念は、およそつぎの諸点に要約される。

- (1) 「ならず者国家」の脅威は果して深刻なものか。冷戦期に有効であった核抑止は、今日その意義を失なったのか。MD は脅威に対する過剰反応ではないか。ヨーロッパの安全保障政策をめぐる優先順位において、MD は果して優先されるべきか。
- (2) MD 計画はアメリカ本土のいっそうの安全をはかることで、「アメリカ単独主義」ないし「要塞アメリカ」論を助長し、アメリカの NATO からの離反を促進する。またロシア独自の MD の展開となれば、英国やフランスの核抑止力の信頼性は低下せざるをえない。

- (3) MD をはじめブッシュ政権のきびしい対口政策は、ロシアの戦略的な危機感を増大し、米口間の対立を激化させる。それは新しい核軍拡競争の開始につながり、ヨーロッパにおける戦略的安定を掘りくずすことになる。
- (4) 世界やヨーロッパの戦略的安定を制度的に支えてきたものは、ABM 制限条約を軸とする軍備管理レジームである。アメリカによる ABM 条約の一方的破棄は、この軍備管理レジームの崩壊をもたらす⁽⁶⁾。

西欧諸国の疑念は、2001 年 2 月ブッシュ新政権発足後初めてヨーロッパを訪問したラムズフェルド国防長官が、安全保障にかんする国際会議でおこなった NMD 推進を強調する講演に対する西欧諸国の反応からも明らかである。この会議は民間団体の主催ながら、米欧各国の国防省や S.イワノフ安保会議書記(現外相)の出席、またそこで米欧間に NMD をめぐる明確な見解の相違がみられたことでも注目を引いた。とくにそこでは、NMD がアメリカ国家や国民をまもるための計画であっても、同盟国や友好諸国をまもるためのものでは必ずしもないとの批判がだされ、中口両国をふくめアメリカ以外の国々と協議する必要が強調された。NMD ではアメリカ本土防衛と理解されやすいというので、NMD から N (National) の表現を落して MD と表記するようにしたのも上記の批判に配慮した結果であったし⁽⁷⁾、また同じ趣旨でグローバルな防衛志向を強調する意味で、NMD に代って GMD という表現も使われるようになった。

MD 計画についての西欧諸国の疑念、それをロシア側としてアメリカの MD 政策に反対するために活用せんとする発想も当然考えられうる。具体的には、2000 年 6 月ブーチン大統領が、イタリア訪問の際に初めて提唱した欧州ミサイル防衛構想がこれであろう。その詳細な説明は、翌年 2 月ロシアを訪問した G.ロバートソン NATO 事務総長とロシア政府首脳との会談でなされたが、その内容はつぎのように要約される。ヨーロッパに対する戦域ミサイル攻撃の脅威があるかどうかを検討する専門家会議の開催。脅威がある場合、それを平和手段で解決するためのモデル作成。それで解決できない場合、移動可能な向地的なミサイル防衛体制づくりに向う⁽⁸⁾。

MD 問題をめぐる米口関係で当面最大の課題は、いうまでもなく ABM 制限条

約をいかに扱うかにかんする米口交渉である。アメリカでは主に政府・共和党筋から、15条による一方的破棄もやむをえないとの見解が盛んにだされ、事実ブッシュ政権は前述のように一方的破棄を宣言したが、にもかかわらずそれに対する慎重論はいぜん根づよく存在する。その理由としては、まず ABM 条約の一方的破棄をふまえた MD 計画の強行は中口両国はもちろん、西欧諸国の反対をふくめたアメリカの国際的孤立を招来する。それは避けるべきで、ABM 条約の改廃をめぐり何らかのロシアの合意をかちとるためには、すでに述べたアメリカの MD に対する「保険」としてのロシア ICBM の強化、米口間協力面におけるロシアの要請をある程度受け入れるべきではないか。ブッシュ政権の発足後、これまでの 2 戦域（中近東と東北アジア）同時対応戦略の修正、アメリカ軍のこれまでの地域対応型編成からグローバルな即応のための機動的かつ統合的な万能型戦力への再編、またクリントン前政権の対中関係の原則である「建設的な戦略パートナーシップ」の修正、それにかわる「戦略的な競争相手」としての対中国政策の採用にみられるように、アメリカの東北アジア地域重視とその中核としてのより強硬な対中政策への転換がすすむなかで、MD 政策も新しい中口対立促進政策、中口分断政策の一環との見方もしばしばなされてきた⁽⁹⁾。そうだとすれば、たとえロシアの嫌う ABM 条約の一方的破棄に踏み切った後も、むしろそれだからこそ、MD 計画の具体化をすすめるに当り、ロシアに対するある程度の譲歩は自然の成り行きではないか。

一方、ロシア側にも MD や ABM 条約問題で、アメリカ側と合意する方が得策とする意見や勢力が存在することにも留意する必要がある。そしてその背景としては、つぎのような事情が考えられる。

- (1) アメリカによる ABM 条約の一方的廃棄は、アメリカの国際的孤立化や批判をよび起すかもしれないが、一方においてそれは野放し状態の MD 計画の展開を招来する。何らかの合意に達することで、ロシアはアメリカの MD システムの具体化において、影響力をもちうるのではないか⁽¹⁰⁾。
- (2) アメリカ側と合意することをつうじて、ロシアはアメリカ側からすでにみた軍事的・経済的な支援や譲歩をかちとることができる。
- (3) 「ならず者国家」について、米口両国はある種の共通認識をもっていた。

前出の NATO ロバートソン事務総長のモスクワ訪問，ロシア政府首脳との会談の際，プーチン大統領は北朝鮮をはじめ，イラン，イラク，リビアを「ならず者国家」とよび，懸念を示したことがのちに明らかにされた。それに加えて，冷戦崩壊後中ロ両国の関係は大きく改善されたが，それでもかつての中ソ対立の後遺症，ロシアの中国に対する警戒心は完全に払拭されていないことも注目されてよい⁽¹¹⁾。

MD 問題をめぐるアメリカの交渉姿勢には隔たりがみられ，ロシアの場合はより丁寧のようだ。米ロ両国の政府首脳間に活発な話し合いがみられるのに比べて，対中国関係をめぐるアメリカの姿勢には，中国の反対はすでに織り込み済みとの一種の突き離れた冷淡さが窺える。5 日のブッシュ演説をうけてはじまった MD 説明外交でも，ロシアおよびヨーロッパへは国防総省 No.2 の P.ウォルフオビッツ副長官を送り込んだが，中国に向ったのは就任したばかりの J.ケリー国防次官補（東アジア・太平洋担当）であった。ロシア側にも，すでに述べた理由から米ロ合意に向おうとする動きがあり，ロシア戦略核への「保険」をはじめ条件次第では，ABM 条約のアメリカによる一方的破棄にもかかわらず，MD 計画の具体化をめぐり，米ロ間に何らかの合意の成立する可能性は消えていないのではないかと⁽¹²⁾。

しかし，だからといってロシアが中国の強硬な反対を退けて，アメリカの MD 計画を基本的に容認する方向にすすむとは思われない。ロシア側には，それを許さない客観的な事情も確かに存在するからである。1999 年のアメリカ軍主体のユーゴ（コソボ）に対する軍事介入その他で，米ロ関係は冷戦崩壊当時に比べて対立面を顕著にしてきたし，長期的に見てアメリカの MD 計画がロシア戦略核にとって脅威となる可能性もいぜん無視できない。またロシアの軍部をはじめ政界や世論のなかには，国際社会における大国ロシアの認知と主導性を求め，あくまで MD 問題でアメリカとの非妥協的態度を堅持しようとする勢力がかなりの規模で存在する。だからといって，アメリカに対抗しようとしてロシアが BMD の開発・配備に向おうとしても，財政的および技術的にそれは不可能に近い。また MD 問題で米ロ両国が何らかのかたちで合意し，孤立化した中国

が対抗措置として戦略・戦域核兵力の近代化と強化の道を歩むことになれば、そのミサイルはただアメリカのみならず、ロシアにも向けられることは確実である。それに国際政治上でアメリカと対峙し、独自の主導性を発揮しようとするれば、単独よりも中口提携の方がはるかに有効であることは言をまたない。

MD 計画をめぐる論点が米中関係から中口提携に展開したところで、以下しばらくアメリカの MD システムと中国との関係について考察する。中国保有の核弾頭数は約 400、そのうち約 300 が戦略核である。戦略核運搬手段では、SLBM（巨浪 1、2 号）がまだ戦力として十分機能していないとすれば、その中核は約 20 基の ICBM（東風 5 号 A）に求められる。中国の戦略核兵力について特徴的なことは、それがアメリカの先制第 1 撃にきわめて脆弱なことであろう。その理由として、つぎの諸点があげられる。発射基地の位置が明らかになっている。ICBM は横穴式サイロに収納され、発射基地が本格的に非脆弱化されていない。たとえ ICBM 本体は破壊できなくても、横穴を封鎖し発射できないようにすることは容易だ。ICBM の誤射を避ける意味で、発射基地と燃料、核弾頭貯蔵所との分離がはかられている⁽¹³⁾。この ICBM の脆弱性のため、クリントン前政権の制限的な NMD でも、ましてやブッシュ政権の多層型 MD システムとなれば、それが中国の戦略核兵力にとって決定的な脅威となるのは明白である。さらに台湾にイージス艦その他のミサイル防衛能力が付与されることになれば、中国として台湾海峡をめぐる軍事紛争において、アメリカの介入を有効に抑止する手段を失なうことにもなりかねない。要するに、MD システムによるインパクトは、ロシアよりもはるかに中国について深刻ということになるのではない⁽¹⁴⁾。

したがって、アメリカの MD 計画が推進されれば、中国の戦略核兵器の近代化、戦略核ドクトリンの修正にいつそうの拍車がかかることは確実である。ICBM では東風 5 号の後継の東風 31 号（固形燃料・車載移動式）、あるいはさらに新型の戦略ミサイルの開発・配備、SLBM では巨浪 2 号（MRV/MIRV）の開発が急がれ、戦略核ドクトリンでは核戦力の残存性（確証破壊=第 2 撃能力）の強化による最小限抑止のいつそうの確実化、さらには戦域核兵器を前面にだしたより攻撃的な「限定的抑止」戦略への転換がすすめられることになろう⁽¹⁵⁾。

こうしたなかで、米中間ミサイル危機が進行すれば、戦略ミサイルと核弾頭および燃料とを分離配備する方式も当然ながら修正され、弾道ミサイルの警報即時発射 (LOW) 態勢がとられるのにともない、偶発的核戦争の可能性が増大することも危惧される。N.Y. タイムズに、アメリカがその MD 計画について中国の理解をえるためには、その見返りに中国による核増強を黙認との政府高官の発言が報道され、議会筋のはげしい反発でブッシュ政権はこれを全面的に否定したが、こうした発言も MD 計画への中国の対応を考慮すれば、あながち理解されないわけではない。こうした政府高官の発言の背景には、中国による核戦力強化はアメリカにとって大した脅威にはならないし、またそれは MD 計画があるとなかろうと、折り込みずみとの判断も関係をもっていたのではないか。日本の政府系シンク・タンク総合研究開発機構 (NIRA) が、MD 問題に関連して米中両国による核兵器の先制不使用にかんする合意を提言しているが、同じような文脈での発想であろう⁽¹⁶⁾。

要するに、それは米中関係の場合と同じく、米中間でも公式および非公式のハイレベルな政治折衝で、アメリカは中国にも最小限の「戦略的保証」(strategic reassurance) を認めるべきだという主張だが⁽¹⁷⁾、すでにみた中国の核兵力増強に対する否認からも明らかのように、少くともそうした意見がアメリカで一般化する状況は考えられない。政治的には、これまで種々の要因で進展を見せてきた中口提携が、MD 問題でいっそう促進されることは考えられるが、その「戦略的パートナーシップ」がアメリカを脅かす同盟関係に発展するとの判断は下しにくいのではないか。むしろ専門家の間では、アメリカが MD 問題でロシアとの妥協を模索することをつうじて、中口協調にくさびを打ち込むことは可能との見方が一般的で、アメリカとしては当分の間このこわもて路線に終始するものと考えられる。

(注)

- (1) ロシアによる約 1,000~1,300 の核弾頭保有が前提。Wilkening, *Survival*, Spring 2000, p.37.
- (2) Wilkening, *Adelphi Paper* No.334, pp.37-41, 44; Peña & Conry, *Policy Analysis*, March 6, 1999, pp.19-20.
- (3) Daalder & Others, *Survival*, Spring 2000, pp.15, 19; Wilkening, *Survival*, Spring 2000, p.38.

- (4) Daalder & Others, *op. cit.*, p.21; Wilkening, *Survival*, Spring 2000, pp.30, 38-39; Glaser & Fetter, *op. cit.*, pp.43-44. J. ローダール「前掲論文」338-340 ページ。『朝日』2000年5月11日付。
- (5) Daalder & Others, *op. cit.*, pp.21-22; Wilkening, *Survival*, Spring 2000, p.38. 『日経』(14版)2000年5月29日付。『朝日』2000年6月5日および6月6日付。
- (6) C. Grand, “Missile Defense: The View from the Other Side of the Atlantic,” *Arms Control Today (ACT)*, Sept. 2000, pp.14-17; A. J. Pierre, “Europe and Missile Defense: Tactical Considerations, Fundamental Concerns,” *ACT*, May 2001, pp. 5-8. こうした疑念は、何も今にはじまったものでなく、かつて1980年代レーガン大統領がうちだしたSDI 当時からそうであった。D. S. Yost, “Ballistic Missile Defense and the Atlantic Alliance,” *International Security*, Fall 1982, pp.152-156.
- (7) Pierre, *op. cit.*, p.8.
- (8) 『朝日』2001年2月21日付。
- (9) こうした見方はかなり一般的ではないか。たとえば『朝日』2001年6月12日付。
- (10) Daalder & Others, *op. cit.*, p.15; Wilkening, *Survival*, Spring 2000, p.38,43.
- (11) 「ならず者国家」に対するブーチン大統領の認知については『中国』2001年3月29日付。ロシアは対米関係ではチャイナ・カード、対中国関係ではアメリカ・カードを使い分けているとの見方。『日経』2001年5月17日付。
- (12) 梅本哲也「米本土ミサイル防衛の現状と展望」『国際問題』2001年2月号31ページ。
- (13) Daalder & Others, *Survival*, Spring 2000, p.13.
- (14) J. Mendelsohn, *ACT*, April 2000, p.14; Glaser & Fetter, *op. cit.*, pp.58, 81-84; L. Fuerth, “Return of the Nuclear Debate,” *The Washington Quarterly*, Autumn 2001, pp.99-100.
- (15) B. Roberts, R. A. Manning & R. N. Montaperto, “China: The Forgotten Nuclear Power,” *Foreign Affairs*, July/Aug. 2000, pp.(全訳『論座』2000年9月号192-197ページ)B. Roberts, “The Road Ahead for Arms Control,” *The Washington Quarterly*, Spring 2000, p.222. CIA などアメリカの情報機関の合同会議の報告書『朝日』2000年8月11日付。アメリカ国防大学の3人の中国核問題専門家の報告書『中国』2000年4月9日付。W.J. ペリー「アメリカ軍事戦略の代償」『外交フォーラム』2000年11月号17-18ページ。Wilkening, *Adelphi Paper* No.334, pp.18-22.
- (16) 『朝日』2001年6月1日、9月6日付。『中国』2001年9月4日付。
- (17) Daalder & Others, *Survival*, Spring 2000, p.23. 『朝日』2001年3月24日付。

結びにかえて

今日の MD 問題は、いろいろの観点からの考察が可能である。まず第 1 に、アメリカ国内の産軍複合体との関連がある。軍需産業でいえば、冷戦崩壊後アメリカの国防予算は削減をよぎなくされ、それとともに軍需産業も縮小と再編という試練に直面してきた。「ビック・フォー」といわれる大手、ボーイング、ロッキード・マーチン、レイセオン、TRW ととも例外ではない。NMD や TMD などのミサイル防衛計画は「ビック・チケット」といわれ、業界にとって「最後のとりで」とされた。MD 計画の必要経費については、現時点で正確な算定はおよそ不可能だが、要するに MD 問題を国防予算や軍需産業、それと密接なつながりをもつ議員の動きとのかかわりで考察することは、この問題を国内的な枠組みで分析しようとする場合、政党政治や世論の動向とともに重要かつ不可欠な観点といわなければならない。そして米同時多発テロに触発された、アフガン戦争、長期的なテロ対策の問題は、アメリカ軍事戦略の動向と産軍複合体との関係という観点のもつ重要性を、さらに際立たせることになった。

ついで、MD 計画を核兵器をふくむ大量破壊兵器 (WMD) の拡散阻止との関連で考察しようとする観点がある。すなわち、「ならず者国家」はじめ第 3 世界諸国が、アメリカの圧倒的な通常兵力による軍事的圧力や介入に対抗しようとして、WMD および運搬手段の弾道ミサイルの開発・配備に向っても、MD でそうした努力は無意味となる、したがって WMD やその運搬手段の拡散は阻止されるというわけである。しかし、WMD 不拡散対策における MD の役割がけっして軽視されてはならないにしても、そうした軍事中心的な対応には大きな欠陥のあることもしばしば指摘されてきた。一つは、不拡散対策における NPT など政治・外交的枠組みのもつ重要性である。いま一つは、軍事分野に限ってみても、ゲリラ組織の航空機や船舶などによる対米 WMD に対しては、MD システムはその対策として、必ずしも有効性をもたないということがあげられる。

このようにみえてくると、今日大きく問題とされている MD 計画の本質は、やはり軍事戦略の領域に求められなければならない。すなわち、それはブッシュ

政権発足後いっそう顕著になった、アメリカ単独主義をふまえた軍事戦略の見直しや再編と不可分の関係をもっているということである。またそれが「ならず者国家」の核ミサイル脅威への対応を前面に押しだたてながら、その実アメリカの「一極覇権」の堅持、中口両国の台頭や復活に対する長期的な対応策、とくに将来の軍事大国中国を念頭においた新しい軍事戦略の構築、戦略の重点のヨーロッパから東北アジアへの転換と明らかに結びついているからである。こうした大前提を踏まえた上で、本稿では結論部分として、つぎの諸点について若干のまとめの議論をおこないたい。

- (1) MD システムは種々の問題点をかかえており、したがってそれに対する批判はきびしく、また広範である。しかし、だからといって MD 計画が放棄されたり、決定的に縮小されることは考えられない。米同時多発テロで MD 中心のアメリカ本土防衛が批判され、テロ対策の重要性が強調されたが、それも MD 計画の修正や縮小にはつながらなかった⁽¹⁾。財政的にも、MD 計画の推進が堅持されたまま、それにテロ対策のための予算項目が上積みされるかたちで処理された。かくて 2003 会計年度国防予算は、MD 開発やハイテク兵器の増強に加えて、アフガン「不朽の自由」作戦につづく第 2 段階の対テロ戦争を視野に入れて編成され、前年度より約 15% (約 480 億ドル) 増の、過去 20 年間最大の伸びを示した。
- (2) 米ソ冷戦およびソ連社会主義体制の崩壊で、アメリカは軍事的はもちろん、政治・経済的にも他国の追従を許さない唯一の強大国となった。今日アメリカが直面する最大の長期的課題は、この唯一の指導的大国としての地位を将来にわたって堅持することでなければならない。そのためには、アメリカの同盟諸国や友好諸国との協力、アメリカにとって有利な国際環境づくりを軽視するものではないが、最終的にはアメリカ単独で行動しうる決意と能力をもつ必要性が強調される。安全保障問題でいえば、冷戦期には敵対する核大国ソ連との間で「相互確証破壊」(MAD) 能力を軸とした核バランスの維持、その安定化のため ABM 制限条約をはじめ軍備管理の網を張りめぐらせ、それに一定の合理性を認めざるをえなかった。しかし、こうした方式は冷戦後も堅持さるべきか、それとも MAD と軍備管理レジームとの結合は冷戦後の国際

戦略環境にはなじまないとして、その抜本的変革をはかるべきか。

ブッシュ政権の立場はまさに後者であって、冷戦期の MAD や軍備管理ネットワークは廃棄するか、もしくは衰退するにまかせ、アメリカ単独主義と「一極覇権」に根ざす新しい安全保障戦略が志向される。具体的には、何といても攻撃型核兵器の削減（アメリカによる一方的削減をふくむ）と MD システムの開発・配備である。攻撃戦略核の削減（今後 10 年間に 3 分の 2 削減，1,700 ~ 2,250 発に押える），それが条約による合意の削減であれ一方的削減であれ，削減された核弾頭はすべて「永久削減」というかたちで廃棄されるわけではない。削減計画にもとづき実戦配備から外された核弾頭の一部は備蓄され，ロシア核兵力の復活や中国核兵力の増強など国際環境の変化に応じて再配備される。要するに，核削減といいながら，それは軍備管理措置など他国の制約なしに，最大の柔軟性と自由をもってアメリカの圧倒的な戦略的優位を確保しようとする意図と不可分の関係におかれた。核削減を補完するものとしては，上述の「核備蓄」のほかにも世界最強のハイテク化通常兵力があげられ，また他国の追隨を許さぬ MD 能力の役割も重要であろう。さらに MD システムのみならず，通常諸兵力の統合的運用にとっても不可欠な宇宙戦略の展開，また地中貫通型など新しい小型核兵器開発のための地下核実験の再開その他の動きも，ブッシュ政権下の「単独主義」新戦略の構築と無関係ではありえない。こうした動きはこれまでも折にふれて指摘されてきたが，ブッシュ政権は 2002 年 1 月議会に提出した「核態勢の見直し」（Nuclear Posture Review, NPR）のなかで，この点について改めてまとめたかたちで明確にした⁽²⁾。

- (3) ブッシュ新戦略の重要な支柱となった MD 計画は，世界の核軍縮の動きにブレーキをかけ，新しい核軍拡競争の促進要因となることに疑いはない。まず「ならず者国家」の少数かつ「対抗措置」ぬきの単純な弾道ミサイルでは，中間段階における目標弾頭の迎撃をめざしたクリントン前政権当時の制限的 NMD でも，その戦略的な有効性は失われるとされたが，ましてやブッシュ政権の多層型 MD 計画のもとでは，そうした批判はまさしく絶対的なものとなる。この点で，ブッシュ政権下でこれまで以上に精力的な取り組みのはじまった上昇段階における迎撃（BPI），海上および空中配備の迎撃体の破壊能力

はとくに注目されてよい。これに対して「ならず者国家」側は、当然ながら弾道ミサイルの質量的強化に向うことになるが、財政および技術的に明らかに限界があるとなれば、残る道は WMD をゲリラ的手法と結びつける以外には考えられない。

MD 計画の目標は、「ならず者国家」にとどまらず中ロ両国の戦略核兵力にも向けられている。ロシア戦略核兵力に対する MD 計画のインパクトは、当面は大したことではないといえるが、アメリカの多層型 MD システムの整備がすすめば、ロシア核抑止力の将来は必ずしも楽観を許さない。戦略核の削減は MD の有効性の増大につながるわけで、ロシアとして財政的にプラスだからといって、その削減を無条件に容認することはできないだろう。だからといって、技術的にも財政的にも自前のミサイル防衛体制の開発・配備に向うには明らかに限界がある。そうだとすれば、残る対応策は MD 突破を可能とする戦略核攻撃力の強化以外に考えられず、それにはより高度なおとり装置の開発もあるが、より手取り早い方法はすでに配備済みの多弾頭化 ICBM (SS-18, 19, 24) の存続、2002 年末か 03 年はじめに開発完了予定の新型移動式多弾頭化 ICBM (SS-27, トーポリ M) の配備促進であろう⁽³⁾。また財政難のため旧式化と弱体化のまま放置されてきた SLBM 戦力についても、その再建・強化が急がれることになるだろう。しかし、そうなれば米口間で戦略核弾頭削減についての別交渉がなされるにもせよ、これまで削減の主要な窓口となってきた START 体制は崩壊をよぎなくされる。まず第 1 に、ICBM の多弾頭化を禁止した START- は、当然ながら放棄されることになる。またロシアはアメリカに遅れて 2000 年 4 月、やっと START- の批准法案を可決したが、それには重要な付帯条件が盛り込まれていた。すなわち、その条件の一つにアメリカの ABM 制限条約からの脱退があげられ、その場合にはロシアは START- から一方的に離脱する権利があると明記されていたからである。

MD 計画が戦略核兵力に与えるインパクトで、中国の場合ロシアに比べてはるかに深刻である。そうだとすればアメリカ政府も予想しているように、中国が本格的な戦略核兵力の強化と近代化に向うことは確実である。たとえば、誤射を避けるために弾道ミサイルと核弾頭・ミサイル燃料が分離配置されてきた

これまでの方式が改められ、戦略ミサイルはきびしい警戒体制下におかれることになるが、それは明らかに偶発発射の危険を増大させるだろう。戦略ミサイル関係では、約 20 基の現有 ICBM 東風 5 号 A の強化がはかられ、また現在開発中の移動式固形燃料の新型 ICBM 東風 31 号の配備が急がれることになる。MD の壁の打破のために、すでに幼稚ながらおとりを組み込んだ弾頭がテストされており、多段化技術も多角的再突入体 (MRV) から多角的独自誘導再突入体 (MIRV) への進化が確実視されている。SLBM では、東風 31 号の潜水艦搭載改造型の巨浪 2 号を 16 基装備した、4~6 隻からなる新原潜艦隊の編成が進行中といわれる。これに加えて、戦域核兵器の増強も軽視されてはならない⁽⁴⁾。

こうした中国による核戦力の強化は、米中関係やアジアの軍事バランスに衝撃を与え、アジアにおける新たな軍拡競争の促進要因にもなりかねない。東北アジアでは、アメリカ本土も射程範囲に入る中国戦略核の強化がすすみ、台湾ヘイジス艦など TMD 関連兵器がもち込まれることになれば、台湾海峡をめぐる米中関係は新たな危機要因をかかえ込む。南アジアでは、中国の核戦力強化は、対立関係にあるインドを刺激し、その核戦力増強を引きだすことは確実である。そうなればパキスタンによる核戦力の強化は必至で、かくて南アジアは印パ両国を中心に、新たな軍拡競争の波に洗われることになる。ヨーロッパでも、MD 問題で米ロ関係が悪化し、ロシアが新たな軍拡に向えば、その脅威に直面する NATO 諸国としてこれに無関心でありえない。ヨーロッパ諸国の MD 計画に対する消極的な態度も、これに起因するといつてよい。

これまで述べてきたところから、究極的な核廃絶への一歩前進のためには、まず MD 計画が放棄されなければならない。しかし、だからといって、それは冷戦期における核バランスの中軸とされた「相互確証破壊」(MAD)、ABM 制限条約をはじめとする軍備管理体制の堅持を意味しない。MAD はそれ自身つねに不安定要因を内在していたし、軍備管理は核バランスの安定化を志向しつつ、核廃絶への期待を封じ込める核軍縮の代替策に終始したからである。冷戦後の戦略環境にとって、MAD や軍備管理レジームはマッチしないという認識に限っていえば、ブッシュ政権の主張はけっして間違っていない。だが、

MAD に代って MD を突出させ、冷戦中の軍備管理協約を安易に廃棄しようとする政策は、新しい核軍拡をよび起す意味で明らかに問題がある。今日求められているのは、ポスト冷戦期の新たな国際環境を反映し、究極の核廃絶への一歩前進を支える諸措置であって、いわば冷戦期の MAD に代わる「相互確証安全」(MAS) でなければならない⁽⁵⁾。

- (4) 最後にとり上げたいのは、ブッシュ政権の MD 計画と日本とのかかわりである。1998 年 9 月北朝鮮によるテポドン 1 号発射直後の衝撃が走るなかで、日本政府は NMD と TMD とはまったく別ものとの了解のもと、TMD をめぐる日米共同技術協力をすすめることに合意した。この共同技術研究の対象は「海上配備上層防衛システム」(NTWD) で、TMD の開発である限り ABM 制限条約には抵触しないとアメリカ側は説明してきた。日本側の担当は、迎撃体に組み込まれた標的を識別・追尾するセンサー、空気摩擦熱から迎撃体の機器収納部分を保護するためのカバー、迎撃体の推進装置、敵の弾頭を破壊する機構部分という 4 分野の設計や試作への参加であった。

しかし、ブッシュ政権の発足とともに、NMD と TMD との一体化をはじめ MD 計画の高度化と促進がはかられ、当然ながらそれは日米共同技術研究にも変化をよぎなくさせた。研究から開発段階への移行は、これまでの 2003 年以降から 2007 年以降に先送りされたが、共同研究分野は従来の 4 分野からの拡大が要請された。具体的には、標的を探知し、迎撃体をそれに誘導するレーダー・システム、複数の標的に同時に対処する兵器管制システムの 2 分野であるが、さらにその拡大は不可避であろう。たとえばブッシュ政権下でこれまで以上に重視され、実戦配備第 1 号とみられる敵ミサイルの上昇段階における迎撃 (BPI) の分野で、それについて日本側に対する研究・開発面での協力要請の見通しが報道された⁽⁶⁾。BPI システムではロシアや中国など広大な内陸部をもち、海岸から離れて内陸深くに配備された移動式 ICBM への攻撃は想定されていないといわれるが、それでも中国沿岸部の戦域弾道ミサイルにとって脅威であることに間違いはない。またアメリカが迎撃体の第 3 国への技術移転を禁じた ABM 制限条約 (第 9 条) を一方的に破棄したことも、BPI システムをめぐる日本に開発協力を求める環境が整ったとの判断の背景にあったとされ

る。これまで日米共同研究の日本側の予算は、5年間で200～300億円程度であるが、研究分野の拡大で今後予算額の膨張は避けられないだろう。

予算額の増加もさることながら、より重要な問題はTMDとNMDの一体化で、従来のように両者を切り離して論ずることができなくなったことである。日本はMD計画との結びつきを深めるなかで、米朝関係もちろん米中関係の荒波をも直接かぶることになるだろう。ところでMDに対する日本の態度だが、目下のところ前向き姿勢だが、中国その他への配慮からいぜん曖昧さを残している。すなわち、日本政府の基本的な立場はつぎの3項目にまとめられる。弾道ミサイル拡散が安全保障上の脅威となっていることについて、アメリカと認識を共有する。TMDの日米共同技術研究を引きつづき推進していく。アメリカが弾道ミサイル拡散に対処するため、ミサイル防衛計画を検討していることを理解する。このような曖昧さで終始することは許されず、日本としていずれ態度を鮮明にすることを迫られる。その結果アメリカと一体となって、北朝鮮や中国との対立を深めることは、日本にとって果して得策なのか。日本としては、北朝鮮や中国に対するアメリカの国際孤立化政策に手をかすことなく、東北アジア地域の安全保障をめぐる対話と交渉のための事実上の多国間主義形成のために努力をつづけるべきである。まさにその試金石の一つとして、MD問題があるということである。

(注)

- (1) 論者のなかには、米同時多発テロ後のアメリカ外交の最良コースは、「単独主義」の抜本的修正、多国間主義（国際主義）への復帰であり、その一環としてMDおよび宇宙の軍事化路線の再検討がある。9.11テロはこの方向への第一歩となると主張するものもいるが、実際はそうっていない。L. J. Korb & A. Tiersky “The End of Unilateralism? Arms Control After Sept. 11,” *Arms Control Today*, Oct. 2001, pp.3-7.
- (2) 『朝日』2002年2月7日付。『核兵器・核実験モニター』2002年2月1日号。
- (3) “Russian Nuclear Forces, 2001,” *The Bulletin of the Atomic Scientists*, May/June 2001, pp. 78-79.
- (4) “Chinese Nuclear Forces, 2001,” *Ibid.*, Sept./Oct. 2001, pp.71-72.
- (5) M. クレポン「冷戦型発想の転換を迫る MADからMASへ」『外交フォーラム』2000年9月号43-45ページ。
- (6) たとえば『日経』2002年1月17日付。